

FCI 世界蓄犬連盟 / IRO 世界救助犬連盟

国際救助犬試験規定

IPO-R 2012

**Internationale Prüfungsordnung
für
Rettungshundeprüfungen
der**

Fédération Cynologique Internationale FCI



und der

Internationalen Rettungshundeorganisation (IRO)



和訳著作権 © 2011 IRO JAPAN

第二種社会福祉事業 アジア・ワーキング・ドッグ・サポート協会 (AWDSA)

特定非営利活動法人 犬の総合教育社会化推進機構 (OPDES) / 特定非営利活動法人 救助犬訓練士協会 (RDTA)

序文

当救助犬試験規定は「世界蓄犬連盟」（以下 FCI）救助犬委員会及び「世界救助犬連盟」（以下 IRO）によって作成され、FCI 執行委員会及び IRO 通常総会に於いて承諾されたものでありこれまで有効であった全ての FCI 及び IRO 救助犬試験規定の変わりに立つ。当試験規定は独語にて協議、作成されたものであり他言語への翻訳によって解釈問題が生じた場合、原文である独文が規準となる。

当試験規定は採用によって得られた経験値や現実性を考慮し、新规定採用後、最短 5 年後に内容が再検討され必要に応じて改良、一致又は拡大される。この場合、当規定内容変更に伴い FCI 及び IRO 各担当委員会の正式承諾が必要となる。当試験規定は全 FCI 傘下連盟団体及び、IRO 加盟団体によって採用される。

FCI 執行委員会による当試験規定採用決議

2011 年 4 月 13 日及び 14 日、伊、ローマ

IRO 通常総会による当試験規定採用決議

2011 年 04 月 09 日、仏、サモロー

2012 年 1 月 1 日より有効

目次	頁
序文 -----	1
目次 -----	2
試験構成 -----	9
総則 -----	10
一般規定 -----	10
告知方法の種類 -----	11
告知方法の種別 -----	11
咆哮（バークアラート） -----	11
ブリングセル -----	11
フリー指示 -----	12
スクラッチング -----	12
試験開催の権限 -----	12
試験計画及び、実行 -----	12
賠償責任 -----	12
受験年齢 -----	12
稟性審査 -----	12
受験者の義務 -----	13
使用が認められる補助器具 -----	13
訓練手帳 -----	13
評価 -----	13
得点票 -----	14
審査採点票及び、関連書類 -----	14
試験審査員 -----	14
救助犬足跡追及適正試験 RH- F E -----	16
救助犬足跡追及適正試験 嗅覚作業 ----- (A 部門)	16
評価対象及び最高可能獲得得点数 -----	16
一般規定 -----	16
使用が認められる声指符 -----	16
実施要領 -----	16
告知作業 -----	16
搜索作業 -----	17
評価方法 -----	17
告知作業 -----	17
搜索作業 -----	17
救助犬広域搜索適正試験 RH- FL E -----	16
救助犬広域搜索適正試験 嗅覚作業 ----- (A 部門)	18
評価基準及び最高可能獲得得点数 -----	18
一般規定 -----	18
使用が認められる声指符 -----	18
実施要領 -----	18

評価方法	-----	19
救助犬瓦礫搜索適正試験 RH-T E	-----	19
救助犬瓦礫搜索適正試験 嗅覚作業	----- (A部門)	19
評価基準及び最高可能獲得得点数	-----	19
一般規定	-----	19
使用が認められる声指符	-----	20
実施要領	-----	20
評価方法	-----	20
救助犬適正試験 RH-F E、FL E、T E 専用「服従及び熟練作業」	--- (B部門)	21
一般規定	-----	21
実施要領	-----	21
1. 紐付き脚足行進	10点 -----	21
2. 群衆内行進	10点 -----	22
3. 紐無し脚足行進	10点 -----	22
4. トンネル通過	10点 -----	23
5. 瓦礫歩行	10点 -----	24
6. 移送	10点 -----	24
7. 状況下の休止	10点 -----	24
8. 固定式木製橋渡り	15点 -----	25
9. 3種連続障害飛越	15点 -----	26
救助犬雪崩搜索適正試験 RH-L E	-----	26
救助犬雪崩搜索適正試験 嗅覚作業	----- (A部門)	26
評価基準及び最高可能獲得得点数	-----	26
一般規定	-----	26
使用が認められる声指符	-----	27
実施要領	-----	27
評価方法	-----	27
救助犬適正試験 RH-L E 専用「服従及び熟練作業」	----- (B部門)	28
一般規定	-----	28
実施要領	-----	28
1. 紐付き脚足行進	10点 -----	28
2. 群衆内行進	10点 -----	29
3. 紐無し脚足行進	15点 -----	30
4. 輸送手段の搭乗	10点 -----	30
5. 移送	10点 -----	31
6. 状況下の休止	15点 -----	31
7. 雪中尾行歩行	15点 -----	32
8. 遠隔操作による方向変換	15点 -----	32
救助犬水難救助適正試験 RH-WE	-----	33
救助犬水難救助適正試験 嗅覚作業	----- (A部門)	33
評価基準及び最高可能獲得得点数	-----	33
一般規定	-----	33

実施要領	-----	34
1. 水中持来	20点 -----	34
2. 岸辺からの救助器具水中運搬	20点 -----	34
3. 岸辺からの水難者救出水中牽引	60点 -----	34
救助犬適正試験 RH-W 専用「服従及び熟練作業」	-----	(B 部門) 35
一般規定	-----	35
実施要領	-----	36
1. 紐付き脚足行進	10点 -----	36
2. 群衆内行進	10点 -----	36
3. 紐無し脚足行進	10点 -----	37
4. サーフボードの搭乗	15点 -----	37
5. 移送	10点 -----	38
6. 状況下の休止	10点 -----	38
7. ボートの搭乗	15点 -----	39
8. 200 m 遠泳	20点 -----	39
救助犬試験足跡追及 A 段階試験 (RH-F A)	-----	40
救助犬試験足跡追及 A 段階試験 嗅覚作業	-----	(A 部門) 40
評価基準及び最高可能獲得得点数	-----	40
一般規定	-----	40
使用が認められる声指符	-----	41
実施要領	-----	41
評価方法	-----	42
救助犬試験足跡追及 B 段階試験 (RH-F B)	-----	42
救助犬試験足跡追及 B 段階試験 嗅覚作業	-----	(A 部門) 42
評価基準及び最高可能獲得得点数	-----	42
一般規定	-----	43
使用が認められる声指符	-----	43
実施要領	-----	43
評価方法	-----	44
救助犬試験広域搜索 A 段階試験 (RH-FL A)	-----	45
救助犬試験広域搜索 A 段階試験 嗅覚作業	-----	(A 部門) 45
評価基準及び最高可能獲得得点数	-----	45
一般規定	-----	45
使用が認められる声指符	-----	45
実施要領	-----	45
評価方法	-----	46
救助犬試験広域搜索 B 段階試験 (RH-FL B)	-----	47
救助犬試験広域搜索 B 段階試験 嗅覚作業	-----	(A 部門) 47
評価基準及び最高可能獲得得点数	-----	47
一般規定	-----	47
使用が認められる声指符	-----	47
実施要領	-----	47

評価方法	-----	48
救助犬試験瓦礫搜索 A 段階試験 (RH-T A)	-----	49
救助犬試験瓦礫搜索 A 段階試験 嗅覚作業	----- (A 部門)	49
評価基準及び最高可能獲得得点数	-----	49
一般規定	-----	49
使用が認められる声指符	-----	50
実施要領	-----	50
評価方法	-----	50
救助犬試験瓦礫搜索 B 段階試験 (RH-T B)	-----	51
救助犬試験瓦礫搜索 B 段階試験 嗅覚作業	----- (A 部門)	51
評価基準及び最高可能獲得得点数	-----	51
一般規定	-----	51
使用が認められる声指符	-----	52
実施要領	-----	52
評価方法	-----	52
救助犬適正試験 RH-F、FL、T 専用「服従及び熟練作業」	----- (B 部門)	53
一般規定	-----	53
実施要領	-----	54
1. 紐無し脚足行進	10 点 -----	54
2. 遠隔操作による 3 姿勢変換	10 点 -----	54
3. 平面持来	10 点 -----	55
4. 可動式パレルブリッジ	10 点 -----	56
5. 水平梯子	10 点 -----	56
6. トンネル	10 点 -----	57
7. 遠隔操作による方向変換	10 点 -----	57
8. 移送	10 点 -----	58
9. 状況下の休止	20 点 -----	59
救助犬雪崩搜索試験 A 段階試験 (RH- L A)	-----	60
救助犬雪崩搜索試験 A 段階試験 嗅覚作業	----- (A 部門)	60
評価基準及び最高可能獲得得点数	-----	60
一般規定	-----	60
使用が認められる声指符	-----	61
実施要領	-----	61
評価方法	-----	62
救助犬雪崩搜索試験 B 段階試験 (RH- L B)	-----	62
救助犬雪崩搜索試験 B 段階試験 嗅覚作業	----- (A 部門)	62
評価基準及び最高可能獲得得点数	-----	62
一般規定	-----	63
使用が認められる声指符	-----	63
実施要領	-----	63
評価方法	-----	64
救助犬適正試験 RH-L 専用「服従及び熟練作業」	----- (B 部門)	65

評価基準及び最高可能獲得得点	-----	65
一般規定	-----	65
実施要領	-----	65
1. 紐無し脚足行進	10点 -----	66
2. 遠隔操作による3姿勢変換	10点 -----	66
3. 平面物品持来	10点 -----	67
4. 遠隔操作による方向変換	10点 -----	68
5. 移送	10点 -----	69
6. 状況下の休止	20点 -----	69
7. 雪中尾行歩行	20点 -----	70
8. 移送手段の搭乗	10点 -----	70
救助犬試験水難救助 A 段階試験 (RH-W A)	-----	71
救助犬試験水難救助 A 段階試験 嗅覚作業	----- (A 部門)	71
評価基準及び最高可能獲得得点数	-----	71
一般規定	-----	71
使用が認められる声指符	-----	71
実施要領	-----	71
1. 岸辺からの救助器具水中運搬	20点 -----	71
2. 岸辺からの水難者水中牽引	60点 -----	72
3. ボートからの救助器具水中運搬	20点 -----	72
4. ボートからの水難者水中牽引	60点 -----	73
5. 自走不能ボートの水中牽引	40点 -----	73
救助犬試験水難救助 A 段階試験 (RH-W B)	-----	74
救助犬試験水難救助 A 段階試験 嗅覚作業	----- (A 部門)	74
評価基準及び最高可能獲得得点数	-----	74
一般規定	-----	74
使用可能な声符	-----	74
実施要領	-----	74
1. 岸辺からの救助器具水中運搬	20点 -----	74
2. 岸辺からの水難者水中救出牽引	60点 -----	75
3. ボートからの救助器具水中運搬	20点 -----	75
4. ボートからの水難者水中救出牽引	60点 -----	75
5. 自走不能ボートの水中牽引	40点 -----	76
救助犬適正試験 RH-W 専用「服従及び熟練作業」	----- (B 部門)	77
評価基準及び最高可能獲得得点	-----	77
一般規定	-----	77
実施要領	-----	77
1. 紐無し脚足行進	10点 -----	78
2. 遠隔操作による3姿勢変換	10点 -----	78
3. 移送	10点 -----	79
4. 水中持来 (岸辺より投擲)	10点 -----	80
5. サーフボードの搭乗	10点 -----	80

6. 遠隔操作による水中方向変換	10 点	----- 81
7. 状況下の休止	10 点	----- 81
8. 600 m 遠泳	20 点	----- 82
9. ボートの乗船	10 点	----- 83

付録 -----		84
一般省略記号説明 -----		84
図 1：救助犬適正試験専用「紐付き及び紐無し脚足行進」実施要領図 -----		85
図 2：IPO-R「A」、「B」各段階試験用「紐無し脚足行進」実施要領図 -----		86
図 3：「遠隔操作による 3 姿勢変換」実施要領図 -----		87
図 4：「遠隔操作による方向変換」実施要領図 -----		87

試験構成

各試験段階

「国際救助犬試験 (IPO-R)」は次なる部門より構成される。

国際救助犬足跡追及適正試験	RH-F E	Rettungshunde-Eignungstest Version Fährte
国際救助犬足跡追及試験 A 段階	RH-F A	Rettungshunde-Fährtenprüfung A
国際救助犬足跡追及試験 B 段階	RH-F B	Rettungshunde-Fährtenprüfung B
国際救助犬広域捜索適正試験	RH-FL E	Rettungshunde-Eignungstest Version Fläche
国際救助犬広域捜索試験 A 段階	RH-FL A	Rettungshunde-Flächenprüfung A
国際救助犬広域捜索試験 B 段階	RH-FL B	Rettungshunde-Flächenprüfung B
国際救助犬瓦礫捜索適正試験	RH-T E	Rettungshunde-Eignungstest Version Trümmer
国際救助犬瓦礫捜索試験 A 段階	RH-T A	Rettungshunde-Trümmerprüfung A
国際救助犬瓦礫捜索試験 B 段階	RH-T B	Rettungshunde-Trümmerprüfung B
国際救助犬雪崩捜索適正試験	RH-L E	Rettungshunde-Eignungstest Version Lawine
国際救助犬雪崩捜索試験 A 段階	RH-L A	Rettungshunde-Lawinenprüfung A
国際救助犬雪崩捜索試験 B 段階	RH-L B	Rettungshunde-Lawinenprüfung B
国際救助犬水難救助適正試験	RH-W E	Rettungshunde-Eignungstest Version Wasser
国際救助犬水難救助試験 A 段階	RH-W A	Rettungshunde-Wasserprüfung A
国際救助犬水難救助試験 B 段階	RH-W B	Rettungshunde-Wasserprüfung B

各指導手は各国際救助犬試験の「救助犬適正試験(RH-E)」或は、各部門「A 段階試験」から受験することが可能である。各部門「B 段階試験」受験には同一救助犬指導手チーム (RHT) が同部門「A 段階試験」に事前合格している必要がある。

試験合格に至らなかった場合、5 日を置いた後に同部門の同段階試験再受験が可能とする。

総則

一般規定

各救助犬試験は個々の犬が起用される活動目的に適合するか否かを証明するものである。試験合格は各受験部門に於ける実施されてきた救助犬訓練が十分成果を上げた事を証明する。また、試験合格は救助犬活動を行う各出動団体にとって一つの実動採用基準となる。救助犬及び指導手が実動能力を有するか否かの判断は個々の出動団体のみ委ねられ、承認される。出動適正判断を下す為、例えば指導手による必要な知識や無線通信講座受講経験、登山体験講座受講経験、犬と指導手の年齢制限、体力測定、装備品規定、応急処置講

座受講経験、資格更新試験等の条件設定される場合がある。

救助犬試験は通年開催可能であるが人と犬の安全が確保されない場合、試験実施は見送られなければならない。

全受験犬の耳入れ墨番号又はマイクロチップによる個体識別が可能でなければならない。個体識別不可能な犬に関しては担当審査員が試験主催団体の傘団体報告用に該当犬特徴を含む短い説明文を作成する。

当救助犬試験には「体高」、「犬種」、「血統書の有無」に関わらず全犬の受験が認められる。各指導手は一日に一試験の受験のみが認められるが、一試験で一頭以上指導する事は認められる。各試験の「A 段階」合格後、犬が試験受験年齢に達している限り即座に次段階を受験する事が認められる。指導手が一試験に於いて、複数の犬を指導、受験する事は認められるが、一頭の犬が複数の指導手によって指導される事は認められない。

発情犬は全試験への受験が認められるが、受験迄に他犬とは隔離されなければならない上、試験最後に公開練習を行い、審査される必要がある。病犬や伝染病発病の疑いがある犬は受験不可能とし、試験会場に持ち込まれる事が禁止されている。

受験犬の服従心が不足した場合、審査員は犬を呼び寄せる為、指導手に3回チャンスを与える。三回目の声符発声後に犬が従わなかった場合、試験は中止される。試験課目課題実行に重複声符が用いられた場合、該当作業は「2 評価」減評さえる。

声符発声のタイミングは審査員が指示する。

担当審査員は、犬が明らかに指導手に従わない場合、受験に訓練到達過程が明白に不十分している場合や各試験部門にて課せられている課題実行が犬の明白な作業意欲不足によって難航した場合、作業を中断又は中止する権限を持つ。審査員は指導手がスポーツマンシップに反した場合や使用が禁止されている補助行為を実施した場合、警告を言い渡す権限がある。初回警告で5点減点され二回目で該当作業が中止され、評価は「M-評価」とする。重度なスポーツマンシップ違反行為や犬による威嚇行動が見られた場合、審査員は該当救助犬指導手チーム（犬と指導手）を即座に「失格」にする権限を持つ。

告知方法の種別

咆哮告知（パークアラート）

仮想遭難者発見を知らせる咆哮実行時に犬は発見した遭難者又は臭気流出箇所に対し継続的な方向性を維持しながら明白な咆哮を指導手が現場に到着し中止を促すまで実施しなければならない。犬は仮想遭難者に接してはならず、到達不可能な箇所に関しては発見箇所を指示する仕草で臭気流出箇所を告知する必要がある。

ブリングセル告知

ブリングセル告知作業を実施する犬の場合、ブリングセルが装着されている特殊な首輪を用いる必要がある。作業中犬の負傷防止の為、この首輪は特殊な離脱メカニズムを誇る必要がある。仮想遭難者発見後、犬はブリングセルを指導手の元へ運ぶが、一旦正面停座に入った後の受け渡しは要求されない。ブリングセルを受け取った指導手は犬に対し指示を

下し、犬は自発的に指導手を最短距離で発見した仮想遭難者の元へと導く必要がある。この場合、指導手は犬と常時コンタクトを取れる状態を維持し、必要に応じて任意の長さを誇る引き紐を装着、使用する事も可能である。

フリー告知

フリー告知作業実施中、犬は発見した仮想遭難者と指導手間を最短距離にて往復しながら指導手を発見した仮想遭難者又は告知箇所の元へと導く。更に犬が告知作業実行中である事を指導手に知らせる明白な告知態度を指導手に対し示さなければならない。指導する犬の独特な告知態度に付いて指導手は嗅覚作業開始前に審査員に通知する必要がある。

スクラッチング

雪崩捜索作業に於ける告知作業中の仮想遭難者発見現場での犬によるスクラッチング行動は認められる告知方法である。スクラッチング実施時には犬の明白な仮想遭難者の元へと侵入を試みる態度に現れる意思表示が見られなければならない。スクラッチング及び咆哮告知の同時実行も認められる。

試験開催の権限

試験開催許可を与えるのは主催団体が属する親団体（各 FCI-加盟国代表団体又は、IRO 加盟団体）に権限がある。試験結果は全ての FCI 加盟国代表団体及び各 IRO 加盟団体により相互的に承認される。一試験には最低 4 名の指導手が受験しない限り開催不可能とする。

試験計画及び、実行

試験監督は試験実行面に於ける全責任を負い試験開催準備及び実施に必要な全作業を監視、管理する。特に「熟練／服従部門」に於いて使用される会場の設定は担当審査員と協議した上で責任を持って設定しなければならない。試験監督は行事開催期間中常に審査員補助役を務め、試験開催最低 14 日前迄に担当審査員に氏名を告げる必要がある。

賠償責任

万一、試験中に事故が発生した場合、指導手が自分自身及び犬に対する全責任を負う。受験犬の所有者は、犬が引き起こす全人身並び物損損害を補償する義務がある為、受験前に自ら損害保険に加入する必要がある。審査員または、試験主催者側指示に対し、指導手は任意に、そして自己責任において従わなければならない。

当局規定による予防接種実施を証明する接種証明書は確認の為、担当審査員又は、試験監督指示にて審査開始前に提示しなくてはならない。

受験年齢

受験犬は、受験当日に必要な最低年齢を終了している必要がある。

- 「各 RH-E 適正試験」 14 ヶ月
- 「各 A 段階試験」 18 ヶ月
- 「各 B 段階試験」 20 ヶ月

稟性審査

審査員は審査開始前から全試験過程に渡り常に犬の性格を観察する。審査員は稟性面に於

いて明らかに問題を有する犬を試験から除外し、訓練手帳に除外理由を明記する義務がある。稟性審査は次なる審査項目を含む。

あ) 見知らぬ人に対し動じないこと

い) 外部環境に於ける雑影響に対し動じないこと

う) 長時間作業、同時に複数犬との共同作業、極暑、極寒、埃や煙、強い悪臭など困難な条件下での作業に耐え得ること

え) 他の稟性的欠点の確認: 発砲に対して脅える、神経質である、それに起因する攻撃性、過敏性、臆病さ等

受験者の義務

指導手は受験申込みを適時に行わなければならない。定時に会場への到着が不可能である場合は直ちに試験監督に連絡を取らなければならない。受験する指導手はそれぞれの部門受験の為、適した服装と装備品を着用、持参しなければならない。作業開始及び終了申告は紐付き状態にある犬と共に基本姿勢で行わなければならない。また、指導手は審査員及び試験監督指示を厳守しなければならない。各指導手は、例え既に実施済み作業評価により合格に必要な最低得点に達していない場合に於いても全部門の作業を終了しなければならない。

使用が認められる補助器具

特に嗅覚作業に於ける課題解決の為検索作業実施時には次なる補助具の使用が認められる。

- 笛 作業開始前に審査員に人間聴覚により感知可能な笛の音を聞かせる必要がある。
- 識別ハーネス又は小判型チェーンカラー 照明や鈴の装着は認められる。
- 水又はスポンジ

訓練手帳

国内団体によって交付された訓練手帳を常時携帯する事は全受験者の義務であり、訓練手帳は該当国 FCI 加盟傘団体又は IRO 加盟団体によって登録されている必要がある。指導手は訓練手帳を試験開催前に試験監督者に提出しなければならない。試験結果は試験監督（大会実行委員長）自らによって各訓練手帳に記入され、担当審査員が記入確認後、署名する。試験は審査員による評価発表及び訓練手帳返還をもって終了する。犬や指導手による急病、負傷、等に起因する試験中止時には中止理由が訓練手帳に記入されなければならない。

評価

当試験に於ける各作業の総合評価は、「評価」と「得点」から構成される。「評価」とそれに比例する「得点」は試験部門実行の有り方を反映しなければならない。総合獲得得点が同点である場合、次ぎの順序によって各部門で獲得された得点が順位算出基準となる。

1. 嗅覚作業 (A 部門)
2. 服従/熟練作業 (B 部門)

総合評価算出には少数点以下を用いる事は認められないが個々の作業課目を評価するに当たり少数点以下を含む得点を与えてはならないという事を意味する訳ではない。各部門全体を評価するに当たり、少数点以下の数字が合計得点に含まれる場合、作業全体

から受けた印象によって端数は繰り上げ又は、切り捨てられる。

受験犬が各受験部門に於いて取得可能最高得点の 70%以上を獲得した場合、「試験合格」とする（但し、一部門でも獲得点数が 70%に満たない場合、「試験不合格」とする。）

得点票

得点	V 優良	SG 特良	G 良	B 可	M 不十分
5 点	5.0	4.5	4.0	3.5	3.0~0
7 点	7.0	6.5	6.0	5.5~5.0	4.5~0
8 点	8.0	7.5	7.0~6.5	6.0	5.5~0
10 点	10.0	9.5~9.0	8.5~8.0	7.5~7.0	6.5~0
15 点	15.0~14.5	14.0~13.5	13.0~12.0	11.5~10.5	10.0~0
20 点	20.0~19.5	19.0~18.0	17.5~16.0	15.5~14.0	13.5~0
25 点	25.0~24.0	23.5~22.5	22.0~20.0	19.5~17.5	17.0~0
30 点	30.0~29.0	28.5~27.0	26.5~24.0	23.5~21.0	20.5~0
35 点	35.0~33.5	33.0~31.5	31.0~28.0	27.5~24.5	24.0~0
40 点	40.0~38.5	38.0~36.0	35.5~32.0	31.5~28.0	27.5~0
50 点	50.0~48.0	47.5~45.0	44.5~40.0	39.5~35.0	34.5~0
60 点	60.0~57.5	57.0~54.0	53.5~48.0	47.5~42.0	41.5~0
70 点	70.0~67.0	66.5~63.0	62.5~56.0	55.5~49.0	48.5~0
80 点	80.0~76.5	76.0~72.0	71.5~64.0	63.5~56.0	55.5~0
90 点	90.0~86.0	85.5~81.0	80.5~72.0	71.5~63.0	62.5~0
100 点	100~95.5	95.0~90.0	89.5~80.0	79.5~70.0	69.5~0
120 点	120~114.5	114~108.0	107.5~96.0	95.5~84.0	83.5~0
140 点	140.0~133.5	133~126.0	125.5~112.0	111.5~98.0	97.5~0
200 点	200~190.5	190~180.0	179.5~160	159.5~140	139.5~0
300 点	300~285.5	285~270.0	269.5~240	239.5~210	209.5~0
合計計算	> 95%	95~90%	89~80%	79~70%	69~0%

審査採点票及び、関連書類

試験結果の記録又は、報告伝達方法は国内独自規定に従って行われる。

試験審査員

試験は主催団体の親団体（FCI 加盟国代表団体又は、IRO）によって認定された有資格審査員によってのみ審査が認められる。主催団体の親団体が定める審査員規定は厳守されなければならない。審査員 1 名が一日に審査が認められる最大試験部門数は合計 36 単位とする。各部門単位の価値は下記の通り設定されている。

A 種目	嗅覚作業	各救助犬適正試験（RH-E）	2 単位
A 種目	嗅覚作業	追及、広域、瓦礫、雪崩各部門 A 段階試験	3 単位

A 種目	嗅覚作業	追及、広域、瓦礫、雪崩各部門 B 段階試験	4 単位
A 種目	水難救助	各救助犬適正試験 (RH-E)	2 単位
A 種目	水難救助	水難救助部門 (RH-W A)	3 単位
A 種目	水難救助	水難救助部門 (RH-W B)	4 単位
B 部門	服従／熟練	各救助犬適正試験 (RH-E)	1 単位
B 部門	服従／熟練	追及、広域、瓦礫、雪崩各部門 A 段階試験	1 単位
B 部門	服従／熟練	追及、広域、瓦礫、雪崩各部門 B 段階試験	1 単位

審査員評価は絶対的であり、最終結果とする。

救助犬足跡追及適正試験 RH-F E

A 部門

試験構成	嗅覚作業	100 点
	服従／熟練作業	100 点
	合計最高得点	200 点

足跡追及嗅覚作業	A 部門
最高可能取得得点	100 点
告知作業	20 点
足跡追及作業	50 点
物品 3 個×10 点	30 点

一般規定

- **足跡の種別** 約 400 歩 (1 歩=70cm)、作業開始 20 分前に指導手により印跡された足跡
コース特性 二箇所の屈折部分を含む指導手は常に常歩で印跡を行い、地面を強く踏み込むも途中で立ち止まってはならない。
- **出発地点** 出発地点左側に目印を配置。
指導手は出発地点に於いて一瞬止まった後、指示された方角に向かって常歩で進む。
- **物品** 指導手体臭が十分に付着した最大靴の大きさ程度の地面と然程相違ない色を誇る物品 3 個を配置。各物品は足跡から外れた箇所にではなく直接足跡上に配置される必要がある。「第一物品」は「第一直線」上、「第二物品」は「第二直線上」に、「第三物品」は足跡終了地点に配置される。
- **作業制限時間** 15 分
作業時間測定は出発地点に於ける犬による足跡追及作業開始と同時に開始される。

使用が認められる声指符

指導手は足跡追及作業開始時及び物品発見後の追及作業再開時に於いて「足跡追及を促す声符」の使用が認められる。また、作業中に於いて時々誉める言葉をかける事や「足跡追及作業を促す」声符の使用も認められる。

実施要領

告知作業

告知作業はその後実施される足跡追及作業範囲外にて行われる必要がある。仮想遭難者は告知作業が実行される場所へ犬が目視不可能な方法で移らなければならない。審査員指示で、指導手は犬の作業開始準備を整え、一声符と視符で犬を 30m 離れた、明白に座っている、もしくは横たわっている仮想遭難者の元へと送り出す。犬は如何なる指導手補助行無しで自発的且つ、明白な告知作業を実行しなければならない。印跡者発見時の告知作業に於いては「咆哮」、「ブリングセル」又は「フリー指示」、何れかの告知方法実行が認められる。実施された告知方法に応じて指導手は審査員指示で自ら発見現場に向かうか、犬によ

って現場へ導かれる。指導手は発見された仮想遭難者から約 3 メートル離れた場所にて犬を紐無し状態で休止させ、指導手が仮想遭難者の元へ直接的な道程で進む間、犬は落ち着いた態度で待機しなければならない。続く審査員指示で指導手は犬を迎えに行き審査員の前で作業終了申告を行う。

搜索作業

受験者は作業準備が整った犬と共に作業開始の為に呼ばれるまで待機する必要がある。指導手は作業準備が整っている犬を紐無し状態で又は、10m 搜索ロープが装着されたチェーンカラー又は搜索ハーネスを用いて指導する。足跡追及作業開始前及び全作業中の指導手による如何なる強制行為は禁止されている。

指導手は紐付き状態にある犬と共に作業開始申告を行う。各物品作業に於ける認められる指示方法は「啞え上げ」、「指示」又は「両方法」とする。「啞え上げ」実行時、犬の体勢は「立止」、「停座」又は「発見物品持来」が認められる。「物品指示」は「伏臥」、「停座」又は「立止」の何れかの体勢行われる必要がある。

必要に応じて指導手は犬の引き綱を外し足跡開始地点に於いて搜索開始を促す。作業開始後、紐無し搜索実行時に於いても指導手は犬の後方 10m の距離を維持しながら進まなければならない。物品を発見次第、犬は指導手による如何なる影響を受けずに自ら物品を即座に「啞え上げる」又は明白に「指示」しなければならない。犬が物品を指示した後、指導手は犬の元へと進み、犬が物品を発見した事を明白に示す為、物品を持ち上げ審査員に示す。この後、指導手は犬と共に足跡追及作業を再開する。

当試験足跡追及作業は発見された物品の審査員への受け渡し、作業終了申告及び審査員評価発表をもって終了する。

評価方法

告知作業

審査員は犬によって自主的に行われた仮想遭難者の告知作業を評価する。如何なる仮想遭難者に対する犬による迷惑行為も度合いに応じて減点される。犬の行為に起因する仮想遭難者負傷は犬の「失格」を引き起こす。犬の告知態度が指導手、仮想遭難者又は両者によって促された場合、当試験課目の得点は 0 点とする。

搜索作業

審査員は足跡追及作業開始、足跡追及態度及び発見された物品に於ける犬の作業を審査する。犬は肯定的な搜索態度及び物品の安定した物品指示を実施すべきである。犬による多少の足跡からの離脱は自ら軌道修正し足跡追及作業を継続する事が可能である限り、減点対象とされない。発見に至らなかった又は、犬が自ら指示不能であった各物品は 0 点と見なされる。指導手が足跡より 10 メートル以上離脱した地点で足跡追及作業は審査員によって中止される。審査員は会場難度に応じて更なる離脱距離を認める権限を持つ。

尚、犬が離脱地点より自主的に足跡に戻る事が明らかに困難であった場合、当作業は例外無く中止される。

救助犬広域搜索適正試験 RH-FL E A部門

試験構成	嗅覚作業	100点
	服従／熟練作業	100点
	合計最高得点	200点

広域搜索嗅覚作業 A部門

最高可能取得得点 100点

作業実施内容 (特に作業の持続力及び犬の操作性が審査対象となる) 30点

仮想遭難者の告知作業 70点

一般規定

- 搜索会場の規模 5,000 m²、目視可能／不可能部分からなる広域試験会場

- 配置仮想遭難者総数 1名

犬は仮想遭難者を目視、接触可能とする。一試験中、仮想遭難者の配置場所発見後に変更可能とし、一旦使用された配置箇所の再使用も認められる。

指導手に課題が告げられた後、仮想遭難者は作業開始前に審査員によって指示された位置に着く。この場合、仮想遭難者は作業を行う救助犬指導手チームの視野外で指示された配置地点に向かう。仮想遭難者は担当審査員補佐役である為、犬や指導手又は救助犬指導手チームに如何なる補助を与えることなく配置場所に於いて静かに横たわった又は座った状態で待機しなければならない。

- 作業制限時間 最大 10 分間

出発地点に於いて犬の搜索開始が促される時点より時間測定が開始される。

使用が認められる声指符

重複する又は任意の声符や指符の使用が認められる。

実施要領

受験者は搜索準備が整った犬と共に搜索範囲目視外にて呼ばれるまで待機する。搜索準備が整った犬に識別ハーネス、チェーンカラー又は双方を装着する事が認められる。審査員は口頭で目視可能な、仕切られた又は、各境界線が明白な搜索会場の説明を行う。搜索対象となる会場を通る道筋は指導手自らが決定する権利が与えられる。

搜索開始前に指導手は審査員に犬が実施する告知方法を告げる。認められる告知方法は、「咆哮」、「ブリングセル」及び「フリー指示」とする。

審査員は仮想遭難者に対し事前に指示された隠れ処に向かうための指示を与え、審査員指示で搜索作業が開始される。

搜索開始に適した箇所から指導手は犬に搜索を開始させ、指導手は犬が明白に指導手より離れた時点で審査員許可で出発地点を離れる事が認められる。犬は指導手指示で搜索範囲を捜しまわらなければならない。

犬による仮想遭難者告知作業に於いて指導手や仮想遭難者又は両者による如何なる告知を促す補助行為は禁止されている。指導手は告知作業実施を審査員に告げ、審査員指示で発見現場に向かう事が許される。犬は仮想遭難者を明白且つ、全力で指導手が現場に到達するまで継続的な告知作業を実施しなければならない。この場合、犬は発見した仮想遭難者より半径最大2メートル以内に居止まる必要がある。

当試験の広域搜索作業は作業終了申告及び審査員評価発表をもって終了する。

評価方法

犬の操作性、搜索意欲、可動性や自主性が限定的であった場合、犬による仮想遭難者に対する如何なる迷惑行為が実施された場合は度合いに応じて減点される。犬によって実施された告知作業を指導手が通知しなかった場合、減点対象となるが誤告知扱いとならない。

犬の告知態度が指導手、仮想遭難者又は両者によって促された場合、当試験課目の得点は0点とする。第一回目の誤告知は20点減点され、第二回目の誤告知により作業が中止される。

仮想遭難者1名の発見に至らなかった場合、試験不合格とする。犬による仮想遭難者を負傷させる行為は即座に「失格」を意味する。

救助犬瓦礫適正試験 RH-T E

試験構成	嗅覚作業	100点
	服従／熟練作業	100点
	合計最高得点	200点

瓦礫搜索嗅覚作業 A部門

評価基準及び最高可能獲得得点

最高可能獲得得点		100点
作業実施内容	(特に作業の持続力及び犬の操作性が審査対象とされる)	30点
仮想遭難者の告知作業		70点

一般規定

- **会場特性** 全倒壊又は半倒壊検索対象物。様々な建築材料から構成されていることが認められ、最低400～600㎡の総面積を誇り、二階部分を含まない対象物。検索対象物は指導手及び犬によって見渡せられなければならない。

- **配置仮想遭難者数** 1名(覆われている必要がある)

犬は仮想遭難者を目視、接触又は双方が可能とする。試験中、一旦使用された隠れ処の再使用は認められるが、仮想遭難者配置換えの際に誤告知を引き起こす再配置は避けるべきである。使用された隠れ処は次の試験に於いて再使用されない限り開放される必要がある。作業開始最低10分前に仮想遭難者を配置し終える必要があり、必要な安全対策を講じるなければならない。仮想遭難者は担当審査員の補佐役である為、犬や指導手

又は救助犬指導手チーム全体に如何なる補助を与えることなく、配置場所内にて静かに潜む必要がある。

- **作業制限時間** 最大 15 分間

出発地点に於いて犬の搜索が促される時点より時間測定が開始される。

使用が認められる声指符

重複する又は任意の声符や指符使用が認められる。

実施要領

受験者は搜索準備が整った犬と共に搜索範囲目視外にて呼ばれるまで待機する。状況説明の為、指導手には検索対象会場の略図が手渡される。検索対象範囲は目視可能な仕切られた又は各境界線が明白な範囲である。

搜索開始前に指導手は審査員に犬が実施する告知方法を告げる。認められる告知方法は、「咆哮」、「ブリングセル」及び「フリー指示」とする。

搜索開始に適した任意の箇所から指導手は犬の搜索開始を促す事が認められるが、当作業に於ける識別ハーネスや首輪装着は禁止されている。唯一、ブリングセル告知作業を実施する犬に限ってブリングセル装着用首輪の使用が認められる。尚、この首輪には犬の負傷防止の為、自主離脱メカニズムが施されている必要がある。犬は指導手指示で検索対象範囲を自主的に搜索すべきである。指導手は審査員指示にて瓦礫会場に侵入し、犬を追う事が可能となる。

犬による仮想遭難者告知作業実行時に於いて指導手や仮想遭難者又は両者による如何なる告知を促す補助行為も禁止されている。指導手は犬の告知開始を審査員に告げ、審査員指示で発見現場に向かう事が許される。犬は仮想遭難者発見現場の方角を指示しながら、明白且つ、全力で指導手が現場に到達するまで継続的な告知を実施しなければならない。この場合、犬が瓦礫内特定箇所より臭気を嗅ぎ当てていることが明白に指導手に伝わらなければならない。

当試験の瓦礫搜索作業は作業終了申告及び審査員評価発表をもって終了する。

評価方法

指導手による課題克服の戦略不足並びに犬の操作性、搜索意欲、可動性や自主性が限定的であった場合、犬による仮想遭難者に対する如何なる迷惑行為が実施された場合は度合いに応じて減点される。犬によって実施された告知作業を指導手が通知しなかった場合は減点対象となるが、誤告知扱いとならない。

犬の告知態度が指導手、仮想遭難者又は両者によって促された場合、当試験課目の得点は 0 点見なされる。

第一回目の誤告知は審査採点上、20 点減点を意味し、第二回目の誤告知実施により嗅覚作業が中止される。

仮想遭難者 1 名の発見に至らなかった場合、試験不合格とする。

救助犬適正試験専用「服従／熟練作業」

B 部門

救助犬足跡追及適正試験	RH-F	E	適応
救助犬広域搜索適正試験	RH-FL	E	適応
救助犬瓦礫搜索適正試験	RH-T	E	適応

評価基準及び最高可能獲得得点

最高可能獲得得点		100 点
第一試験課目	紐付き脚足行進	10 点
第二試験課目	群衆内行進	10 点
第三試験課目	紐無し脚足行進	10 点
第四試験課目	トンネル通過	10 点
第五試験課目	瓦礫歩行	10 点
第六試験課目	移送	10 点
第七試験課目	状況下の休止	10 点
第八試験課目	固定式木製ブリッジ渡り	15 点
第九試験課目	三種障害飛越	15 点

一般規定

各作業課目開始及び試験課目名は審査員又は審査員によって任命された要員によって指導手に告げられる。犬は各作業課目を嬉々として且つ、素早く実行しなければならない。基本姿勢に於いて犬は指導手の左側を指導手と平行に間隔を空けずに、犬の肩が指導手の膝の位置に合わせた状態で、脚側停座を行わなければならない。

脚足行進実行中に二回の発砲（6～9 口径）が実施される。この場合、犬は発砲に動揺する事は認められない。尚、動揺した場合、失格となる。犬が攻撃的な行為に出た場合、指導手の支配下にある以上は部分的な欠点と見なされる。発砲に一切反応しない犬のみ満点獲得条件の対象とする。

作業開始及び終了申告並びに「第一」、「第二試験課目」は紐付き状態で実施される。

実施要領

第一試験課目 **紐付き脚側行進** **10 点**

実施条件

当規定付録の「救助犬適正試験用紐付き／紐無し脚足行進実施要領図」は厳守される必要がある。尚、試験会場特性に応じて唯一審査員の権限で屈折実行方向が変更されることがあるが、この場合は全受験者を均一に対象とする変更となる。

使用が認められる声指符

「脚足行進開始を促す」短い一声符又は指符、各「再出発」及び「歩度変更」時に於ける再使用が認められる。

実施要領

基本姿勢より犬は指導手の「脚側行進を促がす声符」で、指導手を注意深く、喜々として、真っ直ぐに肩甲骨の位置を常に指導手の膝に保ちながら指導手の左側を脚足行進しなければならない。また、「指示無し停座」実行時に犬は自発的に素早く、正確な停座を実行する必要がある。

当課目作業開始後に救助犬指導手チームは会場中央線上を「常歩」にて立ち止まることなく 50 歩進み、「反転ターン」を行った後、更に「常歩」にて 10～15 歩進み、最低各 10 歩に渡る「速歩」と「緩歩」の各歩度を実行する。「速歩」から「緩歩」への歩度変更時に於ける減速に用いる歩数の実行は認められない。

続いて救助犬指導手チームは数歩「常歩」で進み、歩度変換せずに「第一屈折」を実行し、20～25 歩そのまま前進した後に「反転ターン」を行い、更に 10～15 歩進んだ地点で基本姿勢を取る。その後、脚足行進を「常歩」にて再開し約 10～15 歩進んだ後に二つ目の「屈折」を行い、「常歩」にて 20～25 歩で中央線に向かった後、更なる基本姿勢を取り、当試験課目作業を終了する。

評価方法 犬が指導手前方に出る、脚足より側面へ離脱する、後退りする、停座実行速度が遅い又は躊躇した停座実行、指導手による重複声指符や体符使用は度合いに応じて減点される。

第二試験課目 群衆内行進 10 点

実施条件

群衆は最低 4 名の要員によって構成される必要がある。内、要員 2 名は紐付き状態にある 2 頭の犬（牡と牝）を引き入る。群衆は時計回りで円を描きながら動く。

使用が認められる声指符

「脚足行進開始」、各「脚足行進再開を促す」短い一声符又は指符使用が認められる。

実施要領

指導手は基本姿勢より紐付き脚側行進で犬を伴い「常歩」にて反時計回りで群衆外側を円を描きながら群衆要員が引き入る 2 頭の犬と直接遭遇する様通過する。救助犬指導手ペーパーは円を描き続ける群衆の脇で一旦停止し、群衆構成員最低 1 名が通過するまで静止し続ける。この後、犬を伴った指導手は「常歩」にて「八の字」を描く形で群衆を通り抜け、一旦群衆内にて指示無し停座を実行した後、更に「常歩」にて群衆を離れ、基本姿勢で当試験課目作業を終了する。

評価方法 犬が指導手前方に出る、脚足行進位置より側面へ離脱する、後退りする、犬の意気消沈な態度、停座実行速度が遅い又は躊躇した停座実行、指導手による重複声指符や体符使用等は度合いに応じて減点される。

第三作業課目 紐無し脚足行進 10 点

実施条件

当規定付録の「救助犬適正試験用紐付き／紐無し脚足行進実施要領図」は厳守される必要

がある。試験会場特性に応じて唯一審査員権限で屈折実行方向が変更されることがあるが、この場合、全受験者を均一対象とする変更となる。

使用が認められる声指符

「脚足行進開始を促す」一声符又は指符、各再出発及び歩度変更時の使用が認められる。

実施要領

基本姿勢より犬は指導手の「脚側行進を促がす声符」で指導手を注意深く、喜々として、真っ直ぐに肩甲骨位置を常に指導手の膝に保ちながら、指導手の左側を脚足行進しなければならない。また指示無し停座実行時に犬は自発的に素早くに正確な停座を実行する必要がある。

当試験課目作業開始後、救助犬指導手チームは会場中央線上を「常歩」にて立ち止まることなく 50 歩進み、「反転ターン」を実行後、「常歩」にて 10～15 歩進み、最低各 10 歩に渡る「速歩」と「緩歩」の各歩度変更を実行する。「速歩」から「緩歩」への歩度変換時に於ける減速に用いる歩数の実行は認められない。続いて救助犬指導手チームは数歩「常歩」にて進み歩度変換せずに「第一屈折」を実行し、20～25 歩そのまま前進した後に「反転ターン」を実行し、10～15 歩進んだ地点で基本姿勢を取る。その後、再度脚足行進を「常歩」にて再開し、約 10～15 歩進んだ後に二つ目の屈折を行い、そのまま「常歩」にて 20～25 歩で中央線に向かった後、基本姿勢を取り、当試験課目作業を終了する。

評価方法 犬が指導手前方に出る、脚足位置より側面へ離脱する、後退りする、停座実行速度が遅い又は躊躇した停座実行、指導手による重複声指符や体符使用は度合いに応じて減点される。

第四試験課目

トンネル通過

10 点

実施条件

使用障害特性

- 入口部分は硬い材質から構成、高さ 0.50m、長さ 3m とする
- 続く匍匐通路部分は柔らかい素材から構成、長さ 3m とする。

使用が認められる声符

「匍匐」、「静止」及び「基本姿勢」を促す各一声符

実施要領

犬を伴った指導手はトンネルより適切な距離にて基本姿勢を取り、「匍匐を促す声符」及び指符で犬は器具を通過しなければならない。犬がトンネルを離れたと同時に下される「静止を促す声符」と指符で犬は即座に静止しなければならない。

審査員指示により指導手は犬の右脇へ進み、「基本姿勢を促す声符」又は指符で基本姿勢にて当試験課目作業を終了する。

評価方法 犬によるトンネル侵入及び通過が躊躇された場合は度合いに応じて減点される。犬が自主的にトンネルを離れない場合、当試験課目の評価は「M-評価」とする。

第五試験課目 瓦礫歩行 10点

実施条件

使用障害特性 約3×3メートル四方の面積は石によって覆われている。トタン板、建築用フェンス、各種薄箔、瓦礫片や同類素材が敷かれる。

使用が認められる声指符

「脚足行進を促す」一声符

実施要領

犬を伴った指導手は障害より適切な距離にて基本姿勢を取った後、「脚足行進を促す声符」を発すると同時に障害に立ち入り、紐無し脚足行進で犬を伴いながら障害上を一往復する。この場合、往路実行時に瓦礫上に於いて一旦停止する必要がある。瓦礫が敷かれた面積を離れた後に指導手は犬と共に最終基本姿勢に移り、当試験課目作業を終了する。

評価方法 自信なさげな犬の態度、犬による瓦礫歩行の躊躇又は特定素材の回避行動は度合いに応じて減点される。犬が瓦礫歩行を拒絶した場合、当試験課目得点は0点とする。

第六作業課目 移送 10点

実施条件

- 犬の作業開始位置 犬を地面又は地面より高い所より持ち上げる事が認められる。
- 移送要員1名

使用が認められる声指符

重複声符や任意の声指符使用が認められる

実施要領

犬に作業開始体勢を取らせる指導手は犬の抱え上げを補助する声符及び指符を自由に使用する事が認められる。

指導手は犬を抱えながら約10m前進し第三者に犬を引き渡す。指導手に並歩されながら移送要員は犬を更に10m移送し地面に降ろす。この場合、指導手は犬に話しかける事は認められるが接してはならない。続いて指導手は地面に降ろされた犬に基本姿勢を取らせ、当試験課目作業を終了する。

犬は指導手及び移送要員に対し如何なる攻撃的態度に出てはならない。移送中、犬が尾を自由に動かせる様、配慮すべきである。

評価方法 犬が非協力的な態度にて出る、移送中落ち着きがない、軽く唸る又は地面に降ろされる途中後退りする行動等に出た場合、度合いに応じて減点される。

犬が移送中、自主的に地面に飛び降りた場合、当試験課目は「M-評価」とする。

指導手や移送要員に対する過剰な臆病な又は攻撃的な態度に出た犬は「失格」となる。

第九作業課目 状況下の休止 10点

実施条件

牡及び牝専用の印された休止場所2箇所を設定

使用が認められる声指符

「休止を促す」一声符又は指符、休止後の「脚足停座を促す」一声符又は一指符

実施要領

他犬が服従作業を開始する前に指導手は審査員に指示された場所に「休止を促がす声符」で犬を伏せさせる。この場合、紐や如何なる物を犬の元に残す事は認められない。指導手は少なくとも 30 歩犬から離れた審査員に指示された待機場所にて犬の方へ向き返って、立ち止り待機に移る。犬は指導手による如何なる影響無しで、他の犬が「第一」から「第六試験課目」を終了するまで静かに伏せていなければならない。

他の犬が「第一作業課目」を実行中、指導手は自発的に群衆要員として群衆に加わり作業終了後、自ら指示された待機場所に戻る。審査員指示にて指導手は犬の元へと戻り犬の右側面で静止する。更なる審査員指示で指導手は「脚側停座を促がす」声符又は指符で犬を座らせる。この場合、犬は素早く正確な位置に於ける停座を実行する必要がある。

評価方法 休止態度が落ち着きない、指導手が犬の元へ進む際に犬が自発的に停座又は立止に移る、指導手の元へと進む、指導手の落ち着きのない指導態度や他補助行為実行は度合いに応じて減点される。

犬が休止位置に於いて伏臥に移らず、休止場所を離れずに「立止」又は「停座」を実行した場合、当試験課目の評価は「M-評価」とする。作業中の犬が「第四試験課目」終了後に犬が休止位置を 3 メートル以上離れた場合に於いても部分評価が適応される。作業実施犬が「第四課目」を終了する前に休止犬が休止位置を 3 メートル以上離脱した場合、当試験種目は 0 点とする。

第八作業課目

固定式木製ブリッジ渡り

10 点

実施条件

使用障害特性

- 木製厚板 長さ約 4 m、幅: 約 0.3 m、厚板の厚み: 約 0.04 m
- 登坂及び下板用梯子設置
- 2つの均等な橋桁 高さ約 0.40m、固定式
- 厚板の固定

使用が認められる声指符

「登坂を促す」一声符又は指符、兼用も可

「基本姿勢を促す」一声符又は指符、兼用も可

実施要領

犬を伴った指導手は障害より適切な距離にて基本姿勢を取った後、「歩行を促す」声符又は指符又は兼用で犬は落ち着いた状態で厚板に登坂し、木製ブリッジを経て反対側の下板を降りなければならない。指導手は「常歩」にて犬を並歩し、器具反対側の数歩離れた地点で静止し、「基本姿勢を促す」指符又は指符又は兼用で犬と共に作業終了基本姿勢を取る。犬は厚板全長を怖がる事無く、そして飛び跳ねる事無く歩行しなければならない。

評価方法 躊躇した又は不安定な歩行は度合いに応じて減点される。犬が自発的に器具か

ら飛び降りた場合、当試験課目は「M-評価」とする。

第九試験課目 三種連続障害飛越 15点

使用障害の特徴

- 第一障害、高さ約 0,40 m
- 第二障害、高さ約 0,60 m
- 第三障害、高さ約 0,80 m
- 障害間の配置距離は互いに約 10 m に設定

使用が認められる声指符

「脚足行進を促す」一声符又は指符、兼用も可

「飛越を促す」一声符又は指符、兼用も可

「基本姿勢を促す」一声符又は指符、兼用も可

実施要領

犬を伴った指導手は障害より適切な距離にて基本姿勢を取った後、指導手は「脚足行進を促す」声符、指符又は兼用で任意の歩度で犬を第一障害の前に導く。「飛越を促す」声符、指符又は兼用で犬は障害を飛越しなければならない。尚、足掛け行為は減点対象としない。指導手は犬を並歩し、第一障害飛越後に犬を「脚足行進を促す」声符、指符又は兼用で次なる障害物へと導く。第二及び第三障害に於いても救助犬指導手ペアーは第一障害飛越実施要領を繰り返す。最終障害を飛越した犬は指導手による「基本姿勢を促す」声符、指符又は兼用によって作業終了基本姿勢に導かれ当試験課目作業を終了する。

評価方法 歩度変換は審査対象外とするが、犬が障害飛越に失敗した場合、その都度 5 点減点される。

当試験部門は指導手による作業終了申告及び審査員の評価発表をもって終了する。

救助犬雪崩搜索適正試験 RH-L E

試験構成	嗅覚作業	100点
	服従／熟練作業	100点
	合計最高可能取得得点	200点

雪崩搜索嗅覚作業 A部門

評価基準及び最高可能獲得得点

最高可能獲得得点 100点

作業実施内容 (特に作業持続力及び犬の操作性が審査対象となる) 30点

仮想遭難者告知作業 70点

一般規定

- 搜索範囲設定 規模 5000 m²の雪中会場、最低 3 か所の疑似生理め箇所を設定、会場

範囲監視の為、会場範囲は旗によって明白に仕切る必要がある。

- 仮想遭難者数： 1名配置

犬が仮想遭難者を目視、接触可能な方法で配置する。仮想遭難者が配置される生理め箇所は必要に応じて各受験者作業終了後にその都度変更されることが可能である。試験中に一旦使用された配置箇所の再使用も可能とする。生理め箇所を変更する場合、犬の誤告知を促さない方法で隠れ処を選定するよう配慮が必要である。使用されない生理め箇所は試験中解放しておかなければならない。続く試験で配置予定される仮想遭難者による雪中穴製作作業に直接携わる事は禁止されている。搜索開始最低 10 分前までに仮想遭難者配置が終了していなければならない。仮想遭難者を埋める際、該当する安全基準を厳守しなければならない。仮想遭難者は担当審査員補佐役を務める為、犬や指導手又は救助犬指導手ペア一全体に如何なる補助を与えることなく、配置場所内にて静か潜む必要がある。

- 作業制限時間： 最大 10 分

搜索が促される時点より持ち時間の測定が開始される。

使用が認められる声指符

重複する又は任意の声符や指符使用が認められる。

実施要領

受験者は搜索準備が整った犬と共に搜索対象範囲の様子が見渡すことも、会場内の音も聞こえない場所にて呼ばれるまで待機する。指導手は搜索作業をクロスカントリースキー板又はスノーシューズを使用して実施することが認められる。搜索範囲説明及び作業課題提供は口頭で審査員によって指導手に告げられる。

指導手判断で犬は適切と見なされる箇所より搜索を開始し、指導手指示で搜索範囲の自主的な搜索を実施しなければならない。犬が指導手より最低 20m 以上離れた後又は、犬が告知作業を開始し、審査員指示で指導手は搜索開始地点を離れる事が許される。

犬による仮想遭難者告知作業実行時に指導手や仮想遭難者又は両者による如何なる告知を促す補助行為は禁止されている。指導手は犬の告知実施を審査員に告げ、審査員指示ではじめて発見現場に向かう事が許される。犬は仮想遭難者を発見した現場の方角を指示しながら、明白、且つ全力で指導手が現場に到達するまで継続的な告知作業を実施しなければならない。この場合、犬が特定箇所より臭気を嗅ぎ当てていることが明白に指導手に伝わらなければならない。

犬は発見した仮想遭難者の元へと侵入を目論む事が認められ、その後審査員指示で発見された仮想遭難者は雪中から掘り出される。

当試験の雪中搜索部門は作業終了申告及び審査員評価発表をもって終了する。

評価方法 指導手による課題克服の戦略不足並びに犬の操作性、搜索意欲、可動性や自主性が限定的であった場合、犬による仮想遭難者に対する如何なる迷惑行為が実施された場合は度合いに応じて減点される。犬によって実施された告知作業を指導手が通知しなかつ

た場合、減点対象となるが、誤告知扱いとならない。

犬の告知態度が指導手や仮想遭難者又は両者によって促された場合、当試験部門の得点は0点見なされる。第一回目の誤告知は審査上、20点減点され、第二回目の誤告知により嗅覚作業は中止される。仮想遭難者1名の発見に至らなかった場合、試験不合格となる。犬による仮想遭難者を負傷させる行為は即座に「失格」を意味する。

救助犬雪崩搜索適正試験専用「服従／熟練作業」

B 部門

救助犬雪崩搜索適正試験

RH-L E

評価基準及び最高可能獲得得点

最高可能獲得得点		100点
第一試験課目	紐付き脚足行進	10点
第二試験課目	群衆内行進	10点
第三試験課目	紐無し脚足行進	15点
第四試験課目	輸送手段の搭乗	10点
第五試験課目	移送	10点
第六試験課目	状況下の休止	15点
第七試験課目	雪中追尾歩行	15点
第八試験課目	遠隔操作による方向変換	15点

一般規定

当試験の「服従／熟練部門」は雪中で実施されなければならない。

各実施課目名及びそれら開始はその都度審査員又は審査員に任命された要員によって指導手に告げられる。犬は各課目を嬉々とした態度及び素早く実施しなければならない。犬は各作業課目を嬉々として且つ、素早く実行しなければならない。基本姿勢に於いて犬は指導手の左側で指導手と平行に間隔を空けずに犬の肩が指導手の膝の位置に合わせた状態で、脚側停座を実行する必要がある。

脚足行進実行中に二回の発砲（6～9口径）が実施される。この場合、犬は発砲に動揺する事は認められない。尚、動揺した場合、失格となる。犬が攻撃的な行為に出た場合、指導手の支配下にある以上は部分的な欠点と見なされる。発砲に一切反応しない犬のみ満点獲得条件の対象とする。

当試験部門に於ける作業開始及び終了申告並びに「第一」、「第二試験課目」は紐付き状態で実施される。

実施要領

第一試験課目 紐付き脚側行進 10点

実施条件

当規定付録の「救助犬適正試験用紐付き／紐無し脚足行進実施要領図」は厳守される必要

がある。試験会場特性に応じて唯一審査員権限で屈折実行方向が変更されることがあるが、この場合、全受験者を対象とする均一変更となる。

使用が認められる声指符

「脚足行進開始を促す」短い一声符又は一指符、各再出発及び歩度変更時に再使用可能。

実施要領

基本姿勢より犬は指導手の「脚側行進を促がす」声符で指導手を注意深く、喜々として、真っ直ぐに、肩甲骨の位置を常に指導手の膝に保ちながら、左側を脚足行進しなければならない。また指示無し停座実行時には自発的に迅速に正確な停座を実行する必要がある。作業開始後、救助犬指導手チームは会場中央線上を「常歩」にて立ち止まることなく 50 歩進み、「反転ターン」を実行した後、更に「常歩」で 10～15 歩進み、最低各 10 歩に渡る「速歩」と「緩歩」の各歩度歩行を実行する。「速歩」から「緩歩」への歩度変換時に於ける減速に用いる歩数実行は認められない。続いて救助犬指導手チームは数歩「常歩」で進み、歩度変換せずに「第一屈折」を実行し、20～25 歩そのまま前進した後に「反転ターン」を行い、10～15 歩進んだ地点で基本姿勢を取る。再度、脚足行進を「常歩」にて再開し、約 10～15 歩進み二回目の屈折を実行し「常歩」にて 20～25 歩で中央線に向かった後、基本姿勢を取り、当試験課目作業を終了する。

評価方法 犬が指導手前方に出る、脚足位置より側面へ離脱する、後退りする、停座実行速度が遅い、躊躇した停座実行、指導手による重複声指符や体符使用は度合いに応じて減点される。

第二試験課目 群衆内行進 10 点

実施条件

群衆は最低 4 名の要員によって構成される必要がある。内、要員 2 名は紐付き状態にある 2 頭の犬（牡と牝）を引き入る。群衆は時計回りで円を描きながら動く必要がある。

使用が認められる声指符

「脚足行進」と「各再出発を促す」短い一声符又は一指符の使用が認められる。

実施要領

指導手は基本姿勢より紐付き脚側行進で犬を伴い「常歩」にて反時計回りで群衆外側を円を描きながら群衆要員が引き入る 2 頭の犬と直接遭遇する様、通過する。救助犬指導手ペアは円を描き続ける群衆の脇で一旦停止し、群衆構成員の最低一名が通過するまで静止し続ける。この後、犬を伴った指導手は「常歩」にて「八の字」を描く形で群衆を通り抜け、一旦群衆内にて「指示無し停座」を実行した後、「常歩」にて群衆を離れ、基本姿勢にて当試験課目作業を終了する。

評価方法 犬が指導手前方に出る、脚足位置より側面へ離脱する、後退りする、犬の意気消沈な態度、停座実行速度が遅い、躊躇した停座実行、指導手による重複声指符や体符使用は度合いに応じて減点される。

第三作業課目

紐無し脚足行進

15 点

実施条件

当規定付録の「救助犬適正試験用紐付き／紐無し脚足行進実施要領図」は厳守される必要がある。試験会場特性に応じて唯一審査員の権限で屈折実行方向が変更されることがあるが、この場合全受験者を対象とする均一変更となる。

使用が認められる声指符

「脚足行進を促す」短一声符又は指符、各再出発及び歩度変更時に再使用が認められる。

実施要領

基本姿勢より犬は指導手の「脚側行進を促がす」声符で、指導手を注意深く、喜々として、真っ直ぐに、肩甲骨の位置を常時指導手の膝に保ちながら、左側を脚足行進しなければならぬ。また、「指示無し停座」実行時には自発的に、迅速且つ、正確な停座を実行する必要がある。

作業開始後、救助犬指導手チームは会場中央線上を「常歩」にて立ち止まることなく 50 歩進み、「反転ターン」を行った後、更に「常歩」にて 10～15 歩進み、最低各 10 歩に渡り「速歩」と「緩歩」の各歩度を実行する。「速歩」から「緩歩」への歩度変換時に於ける減速に用いる歩数実行は認められない。続いて救助犬指導手チームは数歩「常歩」にて進み、歩度変換せずに「第一屈折」を実行し、20～25 歩そのまま前進した後に「反転ターン」を実行し、10～15 歩進んだ地点で「基本姿勢」を取る。その後、脚足行進を「常歩」にて再開し、約 10～15 歩進んだ後に二つ目の屈折を実行し、更に「常歩」にて 20～25 歩で中央線に向かった後、基本姿勢を再度取り、当試験課目作業を終了する。

評価方法 犬が指導手前方に出る、脚足位置より側面へ離脱する、後退りする、停座実行速度が遅い、躊躇した停座実行、指導手による重複声指符や体符使用は度合いに応じて減点される。

第四作業課目

輸送手段の搭乗

10 点

実施条件

使用可能な運搬手段種類

- ゲレンデ走行車、チェアー式スキー・リフト、ヘリコプター、等

使用が認められる声指符

「搭乗を促す」一声符又は一指符、兼用も可

「静止を促す」一声符

「基本姿勢を促す」一声符又は一指符

実施要領

指導手と犬は運搬手段から適切な距離を置き基本姿勢を取る。それぞれの乗車安全基準を考慮に入れた上での一般使用されている全運搬手段の使用が認められる。犬は運搬手段に飛び乗る又は、指導手によって載せられる。犬は輸送中終始落ち着いた態度で運搬手段に搭乗しなければならない。移動後、指導手は犬を輸送手段から抱え上げ輸送手段

の進路から離れた側面で犬を地面に降ろし、「基本姿勢を促がす」声符で当試験課目終了基本姿勢に移る。

評価方法 乗車時、犬の非協力的な態度や精神不安定は度合いに応じて減点される。

第五作業課目 移送 10点

実施条件

- 犬の作業開始体勢 犬を地面又は地面より高い所から持ち上げる事が認められる。
- 移送要員 1名

使用が認められる声指符

重複声符や任意の声指符使用が認められる

実施要領

犬に作業開始体勢を取らせる為に指導手は犬の持ち上げを補助する声符及び指符を自由に使用する事が認められる。

指導手は犬を抱えながら約 10m 前進し、第三者に犬を引き渡す。指導手に並歩されながら移送要員は犬を更に 10m 移送し地面に降ろす。この場合、指導手は犬に話しかける事は認められるが接してはならない。続いて指導手は地面に降ろされた犬に基本姿勢を取らせ、当試験課目の作業を終了する。

犬は指導手及び移送要員に対し如何なる攻撃的態度に出てはならない。移送中、犬が尾を自由に動かせる様、配慮すべきである。

評価方法 犬が非協力的な態度にて出る、移送中落ち着きがない、軽く唸る又は地面に降ろされる最中に後退りする等は度合いに応じて減点される。

犬が移送中、自主的に地面に飛び降りた場合、当試験課目は「M-評価」とする。

指導手や移送要員に対する過剰な臆病な又は攻撃的態度に出た犬は「失格」となる。

第六作業課目 状況下の休止 15点

実施条件

牡及び牝専用の印された休止場所 2箇所

使用が認められる声指符

「休止を促す」一声符又は一指符、休止後の「脚足停座を促す」一声符又は一指符

実施要領

他の犬が服従作業を開始する前に、指導手は審査員に指示された場所に「休止を促がす」声符で犬を伏せさせる。この場合、紐や如何なる物を犬の元に残す事は認められない。指導手は少なくとも 30 歩犬から離れた審査員に指示された待機場所にて犬の方へ向き返って立ち止まる。犬は指導手による如何なる影響無しで、他の犬が「第一」から「第五試験課目」を終了するまで静かに伏せていなければならない。

他の犬が「第一作業課目」を実行中、指導手は自主的に群衆要員として加わり作業終了後、自ら待機場所に戻る。審査員指示にて指導手は犬の元へと戻り犬の右側面で静止する。更なる審査員指示で指導手は「脚側停座を促がす」声符又は指符で犬を座らせる。この場合、

犬は素早く正確な位置に於ける停座を実行する必要がある。

評価方法 休止態度が落ち着きない、指導手が犬の元へ進む際に犬が自発的に「停座」又は「立止」に移る又は、指導手の元へ進む、指導手の落ち着きのない指導態度や他補助行為の実行は度合いに応じて減点される。

犬が休止位置に於いて伏臥に移らず、休止場所を離れずに「立止」又は「停座」を実行した場合、当試験課目評価は「M-評価」と見なされる。作業中の犬が「第四試験課目」終了後に犬が休止位置を3メートル以上離れた場合も部分評価が適応される。

尚、作業実施中の犬が「第四試験課目」終了前に休止犬が休止位置を3メートル以上離脱した場合、当試験課目の得点は0点とする。

第七作業課目 雪中追尾歩行 15点

実施条件

雪中尾行歩行作業に於いて指導手はクロスカントリースキー板又はスノーシューズを使用しなければならない。

使用が認められる声指符

「追尾歩行を促す」一声符又は一指符、兼用も可

「基本姿勢を促す」一声符又は一指符

実施要領

指導手は紐無し状態にある犬と共に基本姿勢を取る。基本姿勢から指導手は犬と共に予め審査員に指示された、最低1箇所方向変換箇所を含む、約150mにおよぶコースを試験会場内にて歩行する。出発地点にて指導手は犬に対し「追尾歩行を促がす」声符又は指符又は兼用で作業を開始する。声符と指符使用は歩行中繰り返し認められる。基本姿勢から犬は即座に指導手を追い立てる又は行く手を阻むこと無く指導手後方を歩行しなければならない。

評価方法 犬の歩行位置離脱、指導手の前方を歩行又は、極度な遅れは度合いに応じて減点される。

第八作業課目 遠隔操作による方向変換 15点

実施条件

使用器具

- 出発地点マーキング1箇所
- 出発地点及び互いに各20mの距離にあるマーキングされた範囲2箇所

使用が認められる声指符

「マーキングされた範囲2箇所へ向かわせるための」各一声符と一指符

「マーキングされた範囲2箇所に於いて静止を促す」各一声符

「招呼を促す」一声符又は一指符

「基本姿勢を促す」一声符又は一指符

実施要領

指導手は出発地点において犬と共に基本姿勢を取る。審査員指示で指導手は静止位置を変えずに犬を「マーキング範囲へ向かわせる為の声符」と指符で最初の「指定範囲」へ向かわせる。犬は「指定範囲」に到達次第、指導手が発する「静止を促がす」声符で静止しなければならない。次に指導手は声符と指符を用いて犬を二つ目の「マーキング範囲」に向かわせ、更なる声符で静止、待機させる。

各マーキング範囲に向かわせる順番は審査員が作業開始前に決定し、指導手に告げる。

二回目の遠隔操作作業が終了した後、指導手は「招呼を促がす」声符又は指符で犬を招呼し、犬に指導手と密着した形の正面停座を取らせる。その後、「基本姿勢を促がす」声符又は指符で犬を当該試験課目終了基本姿勢に移らせる。

評価方法 指示された範囲へ向かう際に躊躇した態度、速度変更又は静止指示を無視した現場離脱、重複声符等の指導手補助行為や課目終盤に於ける過ちは度合いに応じて減点される。審査員によって決定された「マーキング範囲」到達順番が守られなかった場合や指導手が持ち場を離れた場合、当該試験課目の評価は「M-評価」とする。

当該試験部門は指導手による作業終了申告及び審査員による評価発表にて終了する。

救助犬水難救助適正試験 RH-W E

試験構成	嗅覚作業	100点
	服従／熟練作業	100点
	合計最高可能取得得点	200点

水難救助作業 A部門

評価基準及び最高可能獲得得点

最高可能獲得得点	100点
第一試験課目 水中持来（岸辺からの持来物品投擲、持来距離 15m）	20点
第二試験課目 岸辺からの救助器具水中運搬（救助ロープ運搬、運搬距離 25m）	20点
第三試験課目 岸辺からの水難者救出牽引（救助浮輪牽引、牽引距離 25m）	60点

一般規定

法律によって定められている一般安全基準は厳守しなければならない。水中にて作業中要員及びボート乗船中の全要員はウェットスーツ又は救命胴衣装着が義務付けられている。

指導手はウェットスーツ又は救命胴衣、犬は救命胴衣又は適したハーネスを装着しなければならない。当該試験部門実施に当たり、犬は課題実行中大半部分を泳ぐ必要がある為、岸から水中へ容易に向える岸辺にある会場を選定すべきである。

実施要領

第一試験課目

水中持来

20点

実施条件

- 浮力のある投擲物品

使用が認められる声指符

「水中持来を促す」一声符又は指符、兼用も可

「受け渡しを促す」一声符又は指符、兼用も可

「基本姿勢を促す」一声符又は指符、兼用も可

実施要領

指導手は犬を伴い岸辺にて基本姿勢を取り、保持している物品を岸辺から最低 15m 沖合に投擲する。投擲された物品が水面に於いて安定して浮遊した事を確認した後、指導手の「水中持来を促す」一声符又は指符又はそれらの兼用で犬は浮遊物品の元へ泳ぎ最短距離で指導手の元へと持来しなければならない。犬が保持している物品を指導手は「受け渡しを促す」声符又は指符又はそれらの兼用で受け取り、その後「基本姿勢を促す」声符又は指符又は兼用で犬と共に当課目終了基本姿勢に移る。

評価方法 犬が持来中や保持中の物品を落とした場合、度合いに応じて減点される。

犬が持来を実行しなかった場合、当試験課目の得点は0点と見なされる。

第二試験課目

岸辺からの救助器具水中運搬

20点

実施条件

- サーフボードを持った要員1名
- ボート用着岸ロープ（長さ約30m）

使用が認められる声指符

任意の声指符使用が認められる

実施要領

岸辺から沖合 25m 位にてサーフボードに乗った要員が待機。

指導手は保持している約 30m の着岸ロープの片端を犬に咥えさせ、指導手は指示で犬を漂流中のサーファーの元へ泳がせる。サーファーは犬によって水中運搬された着岸ロープ片端を掴み、指導手によって岸辺へと手繰り寄せられる。この最中、犬は救出されるサーファーと並泳しながら岸辺へ向かう。サーファーが岸に到達した時点で指導手は犬を招呼し、当試験課目作業を終了する。

評価方法 保持中の接岸ロープを落とした場合、度合いに応じて減点される。

犬が救出用ロープを要員の元へ水中運搬しなかった場合、当試験課目の得点は0点とする。

第三試験課目

岸辺からの水難者救出牽引

60点

実施条件

- 水中にてウェットスーツ装着済みの要員1名が待機

使用が認められる声指符

重複声符、任意の声指符使用が認められる

実施要領

溺れそうな素振りをしてしながら救出要請を叫ぶ要員が岸辺から 25m 沖合地点にて待機する。指導手指示で犬は仮想水難者の元へ泳ぎ、仮想遭難者が犬が装着しているハーネス又は救命胴衣を掴み次第、犬は仮想水難者を岸に向かって水中牽引する。当作業中、指導手は任意の声指符やそれらの兼用が認められる。犬が仮想水難者と岸辺の浅瀬に到達した段階で指導手は救出者の元へ進み、引き続き必要となる救助処置を実行する。

評価方法 犬が仮想水難者の元へ直線距離で向かわない、岸辺への水中牽引が直接的な道程で行われない場合は度合いに応じて減点される。

犬が仮想水難者を岸辺へ水中牽引しなかった場合、当試験課目の得点は 0 点と見なされる。

当水難救助部門は指導手による作業終了申告及び審査員の評価発表をもって終了する。

救助犬水難救助適正試験専用「服従／熟練作業」

B 部門

救助犬水難救助適正試験

RH-W E

評価基準及び最高可能獲得得点

最高可能獲得得点		100 点
第一試験課目	紐付き脚足行進	10 点
第二試験課目	群衆内行進	10 点
第三試験課目	紐無し脚足行進	10 点
第四試験課目	サーフボードの搭乗	15 点
第五試験課目	移送	10 点
第六試験課目	状況下の休止	10 点
第七試験課目	ボートの乗船	15 点
第八試験課目	200 m 遠泳	20 点

一般規定

各実施課目名称及びそれらの作業開始はその都度審査員又は審査員に任命された要員によって指導手に告げられる。犬は各課目を嬉々とした態度で素早く実施しなければならない。基本姿勢に於いて犬は指導手の左側で指導手と平行に、間隔を空けずに犬の肩が指導手の膝の位置に合わせた状態で脚側停座を行う必要がある。

脚足行進実行中に二回の発砲（6～9 口径）が実施される。この場合、犬は発砲に動揺する事は認められない。尚、動揺した場合、失格となる。犬が攻撃的な行為に出た場合、指導手の支配下にある以上は部分的な欠点と見なされる。発砲に一切反応しない犬のみ満点獲得条件の対象とする。

当試験部門の作業開始及び終了申告並びに「第一」、「第二試験課目」は紐付き状態で実施される。

実施要領

第一試験課目

紐付き脚側行進

10点

実施条件

当規定付録の「救助犬適正試験用紐付き／紐無し脚足行進実施要領図」は厳守される必要がある。試験会場特性に応じて唯一審査員権限で屈折実行方向が変更されることがあるが、この場合全受験者を対象とする均一変更となる。

使用が認められる声指符

「脚足行進を促す」短い一声符又は指符、各再出発及び歩度変更時に再使用が認められる。

実施要領

基本姿勢より犬は指導手の「脚側行進を促がす」声符で、指導手を注意深く、喜々として、真っ直ぐに、肩甲骨の位置を常時指導手の膝に保ちながら、左側を脚足行進しなければならない。「指示無し停座」実行時に犬は自発的に迅速に正確な停座を実行する必要がある。作業開始後、救助犬指導手チームは会場中央線上を「常歩」にて立ち止まることなく50歩進み、「反転ターン」を行った後更に「常歩」で10～15歩進み、最低各10歩に渡る「速歩」と「緩歩」の各歩度を実行する。「速歩」から「緩歩」への歩度変換時に於ける減速に用いる歩数の実行は認められない。続いて救助犬指導手チームは数歩「常歩」で進み歩度変換せずに「第一屈折」を実行し、20～25歩そのまま前進した後に「反転ターン」を行い、更に10～15歩進んだ地点で「基本姿勢」を取る。続いて「常歩」にて脚足行進を再開し、約10～15歩進み二つ目の屈折を行い、「常歩」にて20～25歩で中央線に向かった後、基本姿勢を取り、当試験課目作業を終える。

評価方法 犬が指導手前方に出る、脚足位置より側面へ離脱する、後退りする、停座実行速度が遅い、躊躇した停座実行、指導手による重複声指符や体符使用は度合いに応じて減点される。

第二試験課目

群衆内行進

10点

実施条件

群衆は最低4名の要員によって構成される必要がある。内、要員2名は紐付き状態にある2頭の犬（牡と牝）を引き入る。群衆は時計回りで円を描きながら動く必要がある。

使用が認められる声指符

「脚足行進」と各「再出発を促す」短い、一声符又は指符の使用が認められる。

実施要領

指導手は基本姿勢より紐付き脚側行進で犬を伴い「常歩」にて反時計回りで群衆外側を、円を描きながら群衆要員が引き入る2頭の犬と直接遭遇する様通過する。救助犬指導手ペアは円を描き続ける群衆の脇で一旦停止し群衆構成員の最低一名が通過するまで静止し続ける。この後に犬を伴った指導手は「常歩」にて「八の字」を描く形で群衆を通り抜け、一旦群衆内にて「指示無し停座」を実行した後、「常歩」にて群衆を離れ、基本姿勢にて当試験課目作業を終了する。

評価方法 犬が指導手前方に出る、脚足位置より側面へ離脱する、後退りする、犬の意気消沈な態度、停座実行速度が遅い、躊躇した停座実行、指導手による重複声指符や体符使用は度合いに応じて減点される。

第三作業課目 **紐無し脚足行進** **10点**

実施条件

当規定付録の「救助犬適正試験用紐付き／紐無し脚足行進実施要領図」は厳守される必要がある。試験会場特性に応じて唯一審査員権限で屈折実行方向が変更されることがあるが、この場合全受験者を対象とする均一変更となる。

使用が認められる声指符

「脚足行進を促す」短い一声符又は指符、各再出発及び歩度変更時に使用が認められる。

実施要領

基本姿勢より犬は指導手の「脚側行進を促がす」声符で指導手を注意深く、喜々として、真っ直ぐに肩甲骨の位置を常時指導手の膝に保ちながら左側を脚足行進しなければならない。また、「指示無し停座」実行時、犬は自発的に迅速な正確な停座を実行する必要がある。作業開始後、救助犬指導手チームは会場中央線上を「常歩」にて立ち止まることなく50歩進み、「反転ターン」を行った後、「常歩」にて10～15歩進み、最低各10歩に渡る「速歩」と「緩歩」の各歩度に於ける歩行を実行する。「速歩」から「緩歩」への歩度変換時に於ける減速に用いる歩数の実行は認められない。続いて救助犬指導手チームは数歩「常歩」で進み、歩度変換せずに「第一屈折」を実行し、20～25歩そのまま前進した後に「反転ターン」を行い、10～15歩進んだ地点で「基本姿勢」を取る。続いて「常歩」にて脚足行進を再開し、約10～15歩進み二つ目の屈折を行い、「常歩」にて20～25歩で中央線に向かった後、基本姿勢を取り、当試験課目作業を終了する。

評価方法 犬が指導手前方に出る、脚足位置より側面へ離脱する、後退りする、停座実行速度が遅い、躊躇した停座実行、指導手による重複声指符や体符使用は度合いに応じて減点される。

第四試験課目 **サーフボードの搭乗** **15点**

実施条件

使用器具：サーフボード1枚

使用が認められる声指符

任意の声指符

「静止」と「下乗を促す」各一声符

実施要領

審査員指示で指導手は犬が乗っているサーフボードを指示された方角に向かって水上を約20m押し進む。作業開始時に「静止を促す」声符又は指符を使用する事が可能である。犬は指導手がサーフボードから「下乗を促す」声符と指符で下乗を命じるまで落ち着いた状態でサーフボード上にて休止し続ける必要がある。

評価方法 サーフボードに搭乗しない犬の作業は 0 点とする。サーフボード上にて落ち着きのない態度や休止中に於ける精神的不安定は度合いに応じて減点される。

第五作業課目 移送 10 点

実施条件

- 犬の作業開始体勢 犬を地面又は地面より高い所から持ち上げる事が認められる。
- 移送要員 1 名

使用が認められる声指符

重複声符や任意の声指符使用が認められる

実施要領

犬に作業開始体勢を取らせる為に指導手は犬の抱え上げを補助する声符及び指符を自由に使用する事が認められる。

指導手は犬を抱えながら約 10m 前進し、第三者に犬を引き渡す。指導手に並歩されながら移送要員は犬を更に 10m 移送し地面に降ろす。この場合、指導手は犬に話しかける事は認められるが接してはならない。続いて指導手は地面に降ろされた犬に基本姿勢を取らせ作業を終了する。

犬は指導手及び移送要員に対し如何なる攻撃的態度に出るはならない。移送中、犬が尾を自由に動かせる様、配慮すべきである。

評価方法 犬が非協力的な態度にて出る、移送中落ち着きがない、軽く唸る行為又は地面に降ろされる最中に後退りする等は、度合いに応じて減点される。

犬が移送中、自発的に地面に飛び降りた場合、当試験課目は「M・評価」とする。

指導手や移送要員に対する過剰な臆病な又は攻撃的態度に出た犬は「失格」となる。

第六作業課目 状況下の休止 15 点

実施条件

牡及び牝専用の印された休止場所 2 箇所

使用が認められる声指符

「休止を促す」一声符又は指符、休止後の「脚足停座を促す」一声符又は指符

実施要領

他の犬が服従作業を開始する前に、指導手は審査員に指示された場所に「休止を促がす」声符で犬を伏せさせる。この場合、紐や如何なる物を犬の元に残す事は認められない。指導手は少なくとも 30 歩犬から離れた審査員に指示された待機場所にて犬の方へ向き返って立ち止まる。犬は指導手による如何なる影響無しで、他の犬が「第一」から「第五試験課目」を終了するまで静かに伏せていなければならない。

他の犬が「第一作業課目」を実行中、指導手は群衆要員として加わり作業終了後、自ら待機場所に戻る。審査員指示にて指導手は犬の元へと戻り犬の右側面で静止する。更なる審査員指示で指導手は「脚側停座を促がす」声符で犬を座らせる。この場合、犬は素早く正確な位置に於ける停座を実行する必要がある。

評価方法 休止態度が落ち着きない、指導手が犬の元へ進む際に犬が自発的に「停座」又は「立止」に移る又は指導手の元へ進む、指導手の落ち着きのない指導態度や他補助行為実行は度合いに応じて減点される。

犬が休止位置に於いて伏臥に移らず、休止場所を離れずに「立止」又は「停座」を実行した場合、当試験課目の評価は「M-評価」と見なされる。作業中の犬が「第四試験課目」終了後に犬が休止位置を3メートル以上離脱した場合も、部分評価が適応される。

尚、休止中の犬が作業実施中の犬が「第四試験課目」終了前に犬が休止位置を3メートル以上離脱した場合、当試験種目の得点は0点と見なされる。

第七試験課目 **ボートの乗船** **15点**

実施条件

モーターボート及び乗員1名

使用が認められる声指符

「乗船を促す」一声符又は指符、兼用も可

「静止を促す」一声符

「基本姿勢を促す」一声符又は指符

実施要領

指導手は犬と共にボートから適切な距離にて基本姿勢を取る。その後、犬はボートに自発的に乗り、飛び乗り又は指導手によってボートに乗せられる。乗船中、犬は落ち着いた平然たる状態でボートに乗船する必要がある。乗船後、指導手は犬と共に下船し、基本姿勢を促す声符で犬と共に基本姿勢を取り、当試験課目の作業を終了する。

評価方法 犬の精神的な不安定は度合いに応じて減点される。

犬による目的意識を持った乗船又は下船が見られない、乗下船時に非協力的な態度に出た場合、当試験課目の得点は0点とする。

第八試験課目 **200 m 遠泳** **20点**

実施条件

モーターボート及び乗員1名

使用が認められる声指符

「水泳開始／距離を保つを促す」一声符又は指符又は兼用も可

「続けて泳ぐを促す」一声符又は指符又は兼用も可

「近くに来る／指導手の元へ来るを促す」一声符又は指符又は兼用も可

実施要領

受験救助犬指導手チームは秩序良い態度でボートに乗船する必要があるが基本姿勢を取る必要はない。

指導手は停船中のボートから犬を水中に降ろし、ボートが再発進できる様、犬に対し離れる指示を下す。犬を常時監視可能にする為、ボートは犬の前方約10mを航行する。指導手の声符又は指符又は兼用によって犬はボート後方を追いながら泳ぐ。犬は200m遠泳を落

ち着いた状態で泳ぎきる必要がある。規定距離を進んだ後にボートは再び停船し、指導手は声符、指符又は兼用で犬をボートに辿り着かせ、乗船する補助を行う。

評価方法 落ち着きのない不安定な泳ぎ方、ボート側面に辿り着く又はボートに引き上げられる際の問題点は度合いに応じて減点される。

犬が遠泳に必要となる体力を備えない場合、当試験課目は中止され、得点は0点とする。当試験部門は指導手の作業終了申告及び審査員の評価発表をもって終了する。

救助犬足跡追及 A 段階試験

RH-F A

試験構成	嗅覚作業	200 点
	服従／熟練作業	100 点
	合計最高可能取得得点	300 点

足跡追及 A 段階試験嗅覚作業

A 部門

最高可能取得得点	200 点
足跡嗅ぎ当て	10 点
足跡維持	50 点
識別物品	20 点
物品 (5 個×各 8 点)	40 点
仮想遭難者告知作業	80 点

一般規定

使用足跡の特性

- 他者印跡足跡 全長 1000 歩 (1 歩=70cm)、印跡後経過時間 90 分
直角又は鋭角を含む 4 か所の方向変換箇所を含む
足跡は可能な限り自然体で追及会場に合わせて印跡され、地面性質変化を含む必要がある。使用会場は森、草原、畑面積や、農道や道路をを含む事が可能とする。
印跡者は常時に「常歩」にて地面を強く踏み込む、立ち止まることなく印跡作業を実施しなければならない。印跡作業終了後、印跡者は審査員に使用される物品配置順番や足跡コース識別の確認に役立つ目標物等の重要情報を含む足跡略図を手渡す必要がある。
この場合、GPS を用いた略図作成も認められる。
- 出発地点 識別物品 (最大靴の大きさ又は、前記大きさに縮小された衣類も使用可) は 20×20 メートル範囲内にて配置される。当出発範囲の指導手が進入する側面は左右印で施されている。
印跡者は出発範囲に左又は右側面から侵入し、範囲内にて足跡出発地点を印す識別物品を配置する。配置後印跡者は一旦立ち止まった後、審査員によって指示された方角に向かって「常歩」にて印跡作業を開始する。

- 使用物品 印跡者体臭が十分に移行した、最大靴の大きさを誇る、追及会場の地面と色の余り相違ない5つの物品が配置される。各物品は足跡の側ではなく直接足跡上に配置される必要があり、印跡者は個々の配置箇所を足跡コース略図に明記しなければならない。明白に識別する為、各物品は印されるか、詳細説明される必要がある。
- 足跡終着地点 印跡者が自ら仮想遭難者として終着地点に於いて横たわった又は座った状態で待機する。尚、作業開始最低30分前までに終着地点に到達する必要がある。
- 作業制限時間 識別物品発見作業を含め、最大20分間とする。

使用が認められる声指符

重複声符や任意の声指符使用が認められる

実施要領

受験者は作業準備が整った犬と共に作業実施の為に呼ばれるまで待機する必要がある。指導手は作業準備が整った犬を紐無しの状態又は、10m 搜索ロープが装着されたチェーンカラーか搜索ハーネスを用いて指導する事が認められる。ブリングセル告知作業を実行する犬の場合、作業開始前にブリングセルを装着する必要がある。足跡追及作業開始前及び全作業中の指導手による如何なる強制行為も禁止されている。

指導手は紐付き状態にある犬と共に作業開始申告を行う。各物品作業に於ける認められる指示方法は「啞え上げ」、「指示」又は「双方の方法」とする。「啞え上げ」実行時に於ける犬の体勢は「立止」、「停座」又は「指導手の元への発見物品持来」が認められる。印跡者に於ける告知作業は「咆哮」、「ブリングセル」又は「フリー指示」の何れかの告知方法が認められる。

審査員は指導手が出発範囲を説明する。指導手はこの出発地点後方を自由に動くことが認められる。その後、指導手は必要に応じて犬を一旦紐無しの状態にし識別物品の嗅ぎ当てを犬に命じる。犬は識別物品を3分以内に嗅ぎ当てるなければならないが、この作業中に於いて指導手は声符や指符を使用しながら犬を補助する事が認められる。識別物品発見後、指導手は必要に応じて犬に搜索ロープを取り付け、足跡追及作業開始を促す。

犬が識別物品を捜し当てる事無く足跡追及作業を開始した場合、搜索ロープ装着の為犬を一旦静止させ又は、フリー搜索を実施する犬に於いては審査員に搜索開始の旨を告げた後に犬の後方を自主的に追うことが認められる。

出発範囲内の足跡出発地点発見作業に与えられた持ち時間内(3分以内)にて足跡追及を開始出来なかった場合、当作業に更に時間を費やすことが認められるが搜索制限時間の負担となる。尚、犬が明白に作業を拒絶又は課せられた課題を解決する能力を有しないと見なされた場合、審査員は作業を中止する権限を有する。

足跡追及作業時に於いて犬は印跡者が残した足跡を辿らなければならない。この際、指導手は犬後方10mの距離を常時維持する必要がある。

担当審査員は犬と指導手を後方適切な距離を開けて追う。

指導手は足跡追及作業を途中で中断する権利を持つが、休息中も作業持ち時間が経過する。

指導手は作業中に犬の頭部、目、鼻を拭く又は、必要に応じて給水を行う事が認められる。犬による印跡者の告知作業中における如何なる指導手又は、仮想遭難者又は、両者による補助行為は禁止されている。指導手は告知作業実施を審査員に告げ、審査員の指示で発見現場に向かう事が許される。犬は仮想遭難者を明白且つ、全力を投入した形で指導手が現場に到達するまで継続的な告知を実施しなければならない。この場合、犬は発見した仮想遭難者より半径、最大2メートル以内に居止まる必要がある。

当試験の足跡追及作業は発見された物品の引き渡し、指導手による作業終了申告及び審査員評価発表をもって終了する。

評価方法 審査員は出発範囲内に於ける識別物品嗅ぎ当て作業を含む作業、足跡嗅ぎ当て及び足跡維持、順番に発見された各物品作業及び、犬による自主的な印跡者告知作業を審査する。犬は肯定的な搜索態度及び安定した物品指示作業を実施すべきである。足跡から多少の離脱は犬が足跡上に自主的に戻れる以上、減点対象とされない。

出発地点に於ける作業時間超過は審査上、「足跡嗅ぎ当て」及び「識別物品発見」の持ち点が共に0点と見なされる。

全ての発見されなかった又は、犬によって自主的に発見されなかった物品は0点とする。犬による印跡者告知作業が指導手、印跡者又は両者によって促された場合や告知作業中に犬が印跡者から半径2m以上離れ場合、印跡者告知作業は0点と見なされる。

犬による印跡者に対する如何なる迷惑行為は度合いに応じて減点される。

審査員は犬が作業を自主的に継続不能と判断した場合、作業を中断する権限を持つ。

印跡者の発見に至らなかった場合、試験は不合格とし、印跡者が犬によって負傷した場合、犬は「失格」となる。

救助犬足跡追及 B 段階試験

RH-F B

試験構成	嗅覚作業	200点
	服従／熟練作業	100点
	合計最高可能取得得点	300点

足跡追及 B 段階試験嗅覚作業

A 部門

最高可能取得得点	200点
足跡嗅ぎ当て	10点
足跡維持	50点
識別物品	20点
物品 (8個×各5点)	40点
仮想遭難者告知作業	80点

一般規定

使用足跡の特性

- 他者印跡足跡 全長 2,000 歩 (1 歩=70cm)、印跡後経過時間 180 分
直角又は鋭角から成る方向変換箇所 8 か所を含む足跡は可能な限り自然体で追及会場に合わせた形で印跡され、地面性質変化を含む必要がある。使用会場は森、草原、畑面積や、農道や道路をを含む事が可能とする。
印跡者は常時「常歩」にて地面を強く踏み込む、立ち止まることなく印跡作業を実施しなければならない。印跡作業終了後、印跡者は審査員に使用される物品配置順番や足跡コースの識別確認に役立つ目標物等の重要情報を含む足跡略図を手渡す必要がある。この場合、GPS を用いた略図作成も認められる。
- 足跡出発地点 識別物品 (最大靴の大きさ又は、前記大きさに縮小された衣類も使用可) は 30×30 メートル範囲内にて配置される。当出発範囲の指導手が進入する側面は左右印で施されている。
印跡者は出発範囲に左又は右側面から侵入し、範囲内にて足跡出発地点を印す識別物品を配置する。配置後印跡者は一旦立ち止まった後、審査員によって指示された方角に向かって「常歩」にて印跡作業を開始する。
- 使用物品 印跡者の体臭が十分に移行した、最大靴の大きさを誇る、追及会場の地面と色的に余り相違ない 8 つの物品が使用される。各物品は足跡の側ではなく直接足跡上に配置される必要があり、印跡者は個々の配置箇所を足跡コース略図に明記しなければならない。明白に識別する為、各物品は印され、詳細説明される必要がある。
- 足跡終着地点 印跡者が自ら仮想遭難者として終着地点に於いて横たわった又は座った状態で待機する。印跡者は作業開始最低 30 分前までに足跡終着地点に到達する必要がある。
- 作業制限時間 識別物品嗅ぎ当て作業を含めて、最大 45 分間とする。

使用が認められる声指符

重複声符や任意の声指符使用が認められる。

実施要領

受験者は作業準備が整った犬と共に作業実施の為に呼ばれるまで待機する必要がある。指導手は作業準備が整っている犬を紐無しの状態又は、10m 搜索ロープが装着されたチェーンカラーか搜索ハーネスを用いて指導する事が認められる。ブリングセル告知作業を行う犬の場合、作業開始前にブリングセルを装着する必要がある。足跡追及作業開始前及び全作業中の指導手による如何なる強制行為は禁止されている。

指導手は紐付き状態にある犬と共に作業開始申告を行う。各物品作業に於ける認められる指示方法は「啞え上げ」、「指示」又は「双方の方法実施」とする。「啞え上げ」実行時、犬の体勢は「立止」、「停座」又は「指導手の元への発見物品持来」が認められる。印跡者に於ける告知作業は「咆哮」、「ブリングセル」又は「フリー指示」の何れかの告知方法が認

められる。

審査員は指導手が出発範囲を説明する。指導手はこの出発地点後方を自由に動くことが認められる。その後、指導手は必要に応じて犬を一旦紐無しの状態にし識別物品の嗅ぎ当てを犬に命じる。犬は識別物品を 3 分以内に嗅ぎ当てるなければならないが、この作業中に於いて指導手は声符や指符を使用しながら犬を補助する事が認められる。識別物品発見後、指導手は必要に応じて犬に搜索ロープを取り付け、足跡追及作業開始を促す。

犬が識別物品を捜し当てる事無く足跡追及作業を開始した場合、搜索ロープ装着の為犬を一旦静止させ又は、フリー搜索を実施する犬に於いては審査員に搜索開始の旨を告げた後に犬の後方を自主的に追うことが認められる。

出発範囲内の足跡出発地点発見作業に与えられた持ち時間内（3 分以内）で足跡追及を開始出来なかった場合、当作業に更に時間を費やすことが認められるが搜索制限時間の負担となる。尚、犬が明白に作業を拒絶又は課せられた課題を解決する能力を有しないと見なされた場合、審査員は作業を中止する権限を有する。

足跡追及作業時に於いて犬は印跡者が残した足跡を辿らなければならない。この際、指導手は犬との後方 10m の距離を常時維持する必要がある。

担当審査員は犬と指導手の後方を適切な距離を開けて追う。

指導手は足跡追及作業を途中で中断する権利を持つが、休息中も作業持ち時間が経過する。

指導手は作業中に犬の頭部、目、鼻を拭く又は、必要に応じて給水を行う事が認められる。

犬による印跡者告知作業中における如何なる指導手、仮想遭難者又は、両者による補助行為は禁止されている。指導手は告知作業実施を審査員に告げ、審査員の指示で発見現場に向かう事が許される。犬は仮想遭難者を明白且つ、全力を投入した形で指導手が現場に到達するまで継続的な告知を実施しなければならない。この場合、犬は発見した仮想遭難者より半径、最大 2 メートル以内に居止まる必要がある。

当試験の足跡追及作業は発見された物品の引き渡し、指導手による作業終了申告及び審査員評価発表をもって終了する。

評価方法 審査員は出発範囲内に於ける識別物品嗅ぎ当て作業を含む作業、足跡嗅ぎ当て及び足跡維持、順番に発見された各物品作業及び、犬による自主的な印跡者告知作業を審査する。犬は肯定的な搜索態度及び安定した物品指示作業を実施すべきである。足跡から多少の離脱は犬が足跡上に自主的に戻れる以上、減点対象とされない。

出発地点に於ける作業時間超過は審査上、「足跡嗅ぎ当て作業」及び「識別物品発見」の持ち点が共に 0 点と見なされる。

全ての発見されなかった又は、犬によって自主的に発見されなかった物品は 0 点とする。

犬による印跡者告知作業が指導手、印跡者又は両者によって促された場合や告知作業中に犬が印跡者から半径 2 m 以上離脱した場合、印跡者告知作業は 0 点と見なされる。

犬による印跡者に対する如何なる迷惑行為も度合いに応じて減点される。

審査員は犬が作業を自主的に継続不能と判断した場合、作業を中断する権限を持つ。

印跡者発見に至らなかった場合、試験は「不合格」とし、印跡者が犬によって負傷した場合、犬は「失格」となる。

救助犬広域搜索 A 段階試験

RH-FL A

試験構成	嗅覚作業	200 点
	服従／熟練作業	100 点
	合計最高得点	300 点

広域搜索 A 段階試験嗅覚作業

A 部門

最高可能取得得点 200 点

操作性 指導手との調和性、課せられた課題の搜索意欲を維持しながら意欲的に解決するか 30 点

搜索集中力 搜索意欲、搜索態度、気質、動機付け、作業意欲、体力状態 10 点

可動性 可動性種別及び有り方、問題対処方法 10 点

自主性 自主的作業実施動機の際立ち度合い 10 点

指導手の戦術 決定した戦術実現、全嗅覚作業中の識見維持 20 点

告知作業 仮想遭難者 2 名、各最大 60 点、誤告知は減点対象 120 点

一般規定

- 搜索会場の規模 100 m×200 m、目視可能／不可能部分からなる会場
- 配置仮想遭難者総数 2 名
犬は仮想遭難者を目視、接触可能とする。配置された仮想遭難者間の距離は最低 10 m 以上とする。配置箇所は受験犬毎に変更されることが可能。一旦使用された隠れ処の再使用も可能とする。
配置される仮想遭難者は作業開始 10 分前までに位置に着く必要がある。仮想遭難者は担当審査員補佐役である為、犬や指導手又は救助犬指導手チーム全体に如何なる補助を与えることなく配置場所内にて静かに潜む必要がある。
- 要員 最初の受験者が作業を開始する 15 分前までに搜索会場を一頭の犬を引き入る複数の要員が万遍なく歩き渡る必要がある。
- 作業制限時間 最大 15 分間
搜索持ち時間の測定は第一回目の搜索作業開始と同時に開始される。

使用が認められる声指符

重複声符や任意の声指符使用が認められる

実施要領

受験者は搜索準備が整った犬と共に搜索範囲目視外にて呼ばれるまで待機する。搜索準備が整った犬に識別ハーネス、チェーンカラー又は両方を装着する事が認められる。審査員

は口頭で目視可能な仕切られた又は各境界線が明白な搜索会場の説明を行い、搜索方角を試験開始時に指導手に告げる。指導手は 50 m 毎に距離が印された搜索会場中央線上のみを進む事が認められる。指導手は犬によって大まかな会場搜索方法で検索させることが許され、会場中央線上を会場反対側に到達した段階で逆方向搜索を自由に実施する権利が与えられている。

搜索開始前に指導手は審査員に犬が実施する告知方法を告げる。認められる告知方法は、「咆哮」、「ブリングセル」及び「フリー指示」とする。

指導手は犬に搜索開始を促し明白に指導手から犬が離れた時点で審査員は指導手に出発地点を離れる許可を与える。犬は指導手の指示により搜索会場を中央線から左右交互に奥深く搜索を実施する事が要求されるが、搜索中既に搜索を完了した箇所を自主的に再搜索することは認められる。尚、出発地点に向かって戻る形の再搜索は、一旦全会場検索を終了し会場反対側に到達した後に初めて実施することが認められる。

犬による仮想遭難者告知に於いては指導手や仮想遭難者又は両者による如何なる告知を促す補助行為も禁止されている。指導手は告知作業実施を審査員に告げ、審査員指示で発見現場に向かう事が許される。犬は仮想遭難者を明白且つ、全力を投入した形で指導手が現場に到達するまで継続的な告知を実施しなければならない。この場合、犬は発見した仮想遭難者より半径、最大 2 メートル以内に居止まる必要がある。

仮想遭難者発見後の搜索作業は指導手が犬の告知を審査員に伝えた箇所より審査員の指示で再開される。

「広域搜索 A 段階試験」の当部門は作業終了申告及び審査員評価発表をもって終了する。

評価方法 指導手による課題克服の戦略不足並びに、犬の操作性、搜索意欲、可動性や自主性が限定的であった場合、犬による仮想遭難者に対する如何なる迷惑行為が実施された場合は度合いに応じて減点される。犬によって実施された告知作業を指導手が通知しなかった場合は減点対象となるが、誤告知扱いとならない。

犬の告知態度が指導手や仮想遭難者又は両者によって促された場合、当試験課目の得点は 0 点とする。

第一回目の誤告知は審査上、40 点減点を意味し、第二回目の誤告知により嗅覚作業は「中止」される。仮想遭難者 1 名の発見に至らなかった場合、「試験不合格」と見なし、最高可能獲得得点は 139 点とする。犬による仮想遭難者を負傷させる行為は即座に「失格」を意味する。

救助犬広域搜索 B 段階試験

RH-FL B

試験構成	嗅覚作業	200 点
	服従／熟練作業	100 点
	合計最高可能取得得点	300 点

広域搜索 B 段階試験嗅覚作業		A 部門
最高可能取得得点		200 点
操作性	指導手との調和性、課せられた課題を搜索意欲維持しながら意欲的に解決するか	20 点
搜索集中力	搜索意欲、搜索態度、気質、動機付け、作業意欲、体力状態	10 点
可動性	可動性の種別及び有り方、問題対処	10 点
自主性	自主的作業実施動機の際立ち度合い	10 点
指導手戦術	決定した戦術実現、全嗅覚作業中の識見維持	30 点
告知作業	仮想遭難者 3 名、各最大 40 点、誤告知は減点対象	120 点

一般規定

- 搜索会場の規模 約 35,000 ～40,000 m²、最低 50%目視不可能な会場又は建物が存在
- 配置仮想遭難者総数 3 名
犬は仮想遭難者を目視、接触可能とするが、会場特性上犬が到達又は覗き込むことが不可能な狩猟用監視台等を含むことも認められる。配置された各仮想遭難者間の距離は最低 10 m 以上とする。配置箇所は受験犬毎に変更されることが可能。一旦使用された隠れ処の再使用も可能とする。
配置される仮想遭難者は作業開始 15 分前に位置に着く必要がある。仮想遭難者は担当審査員補佐役である為、犬や指導手又は救助犬指導手チーム全体に如何なる補助を与え
ることなく配置場所にて静かに潜む必要がある。
- 要員 受験者が作業を開始する 15 分前までに搜索会場を一頭の犬を引き入る複数の要員が万遍なく歩き渡る必要がある。
- 作業制限時間 最大 30 分
搜索持ち時間の測定は第一回搜索作業開始と同時に開始される。

使用が認められる声指符

重複声符や任意の声指符使用が認められる

実施要領

受験者は搜索準備が整った犬と共に搜索範囲目視外にて呼ばれるまで待機する。犬には識別ハーネス、チェーンカラー又は双方を装着する事が認められる。審査員は指導手に略図又は地図を手渡すことにより会場情報を伝える。試験会場は目視可能な仕切られ方が施されており各会場境界線は明白である。必要に応じて審査員は指導手が場外に出る事を阻止

するため、会場の一境界を明白に通行不能との指示を下す権限を持つ。

搜索開始前に指導手は審査員に犬が実施する告知方法を告げる。認められる告知方法は、「咆哮」、「ブリングセル」及び「フリー指示」とする。

搜索手法は指導手によって自由に選定されることが認められるが搜索開始前に審査員に伝えられる必要がある。搜索中に於ける変更も認められるが実施前に必ず審査員に告げられなければならない。搜索手法変更を伝える時間も搜索持ち時間内で行われる。当試験の搜索時間測定開始は指導手による審査員に対する搜索手法伝達を持って開始される。

犬は指導手指示により搜索会場を中央線から左右交互に奥深く搜索を実施する事が要求されるが、搜索中既に搜索を完了した箇所を自主的に再搜索することは認められる。尚、出発地点に向かって戻る形の搜索も認められる。

犬による仮想遭難者告知に於いては指導手や仮想遭難者又は両者による如何なる告知を促す補助は禁止されている。指導手は告知作業実施を審査員に告げ審査員指示で発見現場に向かう事が許される。犬は仮想遭難者を明白且つ、全力を投入した形で指導手が現場に到達するまで継続的な告知を実施しなければならない。この場合、犬は発見した仮想遭難者より半径最大 2 メートル以内にて告知作業を実施し居止まる必要がある。尚、高所発見箇所に関しては明白に臭気を嗅ぎ取っている範囲内に於いて告知を実行する必要がある。

仮想遭難者発見後の搜索作業は指導手が犬の告知作業を審査員に伝えた箇所より審査員指示で再開される。

「広域搜索 B 段階試験」の当部門は作業終了申告及び審査員評価発表をもって終了する。

評価方法 指導手による課題克服の戦略不足並びに、犬の操作性、搜索意欲、可動性や自主性が限定的であった場合、犬による仮想遭難者に対する如何なる迷惑行為が実施された場合は度合いに応じて減点される。犬によって実施された告知作業を指導手が通知しなかった場合は減点対象となるが、誤告知扱いとならない。

犬の告知態度が指導手や仮想遭難者又は両者によって促された場合、当試験課目は 0 点見なされる。

第一回目の誤告知は審査上、40 点減点を意味し、第二回目の誤告知実行により嗅覚作業は「中止」される。仮想遭難者 1 名の発見に至らなかった場合、「試験不合格」となり最高可能獲得得点は 139 点とする。

犬による仮想遭難者を負傷させる行為は即座に「失格」を意味する。

救助犬瓦礫搜索 A 段階試験

RH-T A

試験構成	嗅覚作業	200 点
	服従／熟練作業	100 点
	合計最高可能取得得点	300 点

瓦礫搜索 A 段階試験嗅覚作業		A 部門
最高可能取得得点		200 点
操作性	指導手との調和性、課せられた課題を搜索意欲維持しながら意欲的に解決するか	20 点
搜索集中力	搜索意欲、搜索態度、気質、動機付け、作業意欲、体力状態	10 点
可動性	可動性の種別及び有り方、問題対処方法	10 点
自主性	自主的作業実施動機の際立ち度合い	10 点
指導手の戦術	決定した戦術実現、全嗅覚作業中の識見維持	30 点
告知作業	仮想遭難者 2 名、各最大 60 点、誤告知は減点対象	120 点

一般規定

- 搜索会場 全倒壊又は半倒壊検索対象物。様々な建築材料から構成されていることが認められ、最低 800～1,000 m²の総面積を誇り、一階建又は複数階から構成される対象物。瓦礫 A 段階試験に使用される瓦礫会場は暗所や約 1m 瓦礫下にある空洞及び低所隠れ処が設定されている必要がある。建物をのみ対象とした搜索は認められないが搜索範囲内に個々の部屋を設定、搜索させることは認められる。検索会場は指導手及び犬によって見渡せる必要がある。
- 配置仮想遭難者数 2 名（覆われている）
犬は仮想遭難者を目視、接触不可能とし、遭難者を覆う材料には目立つ物を用いてはならない。配置される各仮想遭難者間の距離は犬の明白な告知作業保障しなければならない。一旦使用された隠れ処の再使用は認められるが、仮想遭難者配置換えの際に誤告知を引き起こす配置は避けるべきである。使用された隠れ処は再使用されない限り開放される必要がある。作業開始最低 15 分前に仮想遭難者を配置し終える必要があり、必要な安全対策が講じられる必要がある。仮想遭難者は担当審査員補佐役である為、犬や指導手又は救助犬指導手チーム全体に如何なる補助を与えることなく、配置場所内にて静かに潜む必要がある。
- 各種誘惑設定 焚火、エンジン音やハンマー音を発する、太古を鳴らす等。
- 要員 最初の受験者が作業を開始する 15 分前までに搜索会場を一頭の犬を引き入る複数の要員が万遍なく歩き回る必要がある。更に、犬を導入らない要員 2 名が搜索開始直前及び搜索中常に会場内を万遍なく歩き回る必要がある。
- 作業制限時間 最大 20 分

出発地点に於いて犬の搜索開始が促される時点より計測が開始される。

使用が認められる声指符

重複する又は任意の声符や指符使用が認められる。

実施要領

受験者は搜索準備が整った犬と共に搜索範囲目視外にて呼ばれるまで待機する。指導手は検索対象範囲の略図が手渡される。搜索対象範囲は目視可能な仕切られた又は各境界線が明白な範囲である。搜索手法は指導手によって自由に選定されることが認められるが、搜索開始前に審査員に伝えられる必要がある。搜索中に於ける変更も認められるが実施前に必ず審査員に告げられなければならない。指導手が搜索手法変更を審査員に伝える時間も搜索持ち時間内にて行われる。

搜索開始前に指導手は審査員に犬が実施する告知方法を告げる。認められる告知方法は、「咆哮」、「ブリングセル」及び「フリー指示」とする。

搜索開始に適した任意に箇所から指導手は犬の搜索開始を促すが、当作業に於ける識別ハーネスや首輪装着は禁止されている。唯一、ブリングセル告知作業を実施する犬に限ってブリングセル装着用首輪の使用が認められる。尚、この首輪には犬の負傷防止の為、自主離脱メカニズムが施されている必要がある。犬は指導手指示で検索対象範囲を自主的に搜索すべきである。指導手は審査員指示で初めて瓦礫会場に進入する事が可能となる。

犬による仮想遭難者告知時に於いては指導手や仮想遭難者又は両者による如何なる告知を促す補助行為も禁止されている。指導手は告知作業実施を審査員に告げ、審査員指示で発見現場に向かう事が許される。犬は仮想遭難者の発見現場の方角を指示しながら、明白且つ、全力で指導手が現場に到達するまで継続的な告知を実施しなければならない。この場合、犬が瓦礫内の特定箇所より臭気を嗅ぎ当てていることが明白に指導手に伝わらなければならない。

審査員指示で搜索作業は再開され、この場合指導手は発見現場より犬による搜索再開を一回の指示で促す、又は、一旦側面瓦礫まで後退し後に犬出しを行い即座に瓦礫会場外にと移動しなければならない。

「瓦礫搜索 A 段階試験」の当部門は作業終了申告及び審査員評価発表をもって終了する。

評価方法 指導手による課題克服の戦略不足並びに、犬の操作性、搜索意欲、可動性や自主性が限定的であった場合、犬による仮想遭難者に対する如何なる迷惑行為が実施された場合は度合いに応じて減点される。犬によって実施された告知作業を指導手が通知しなかった場合は減点対象となるが、誤告知扱いとならない。

犬の告知態度が指導手や仮想遭難者又は両者によって促された場合、当試験課目の得点は0点と見なす。第一回目の誤告知は審査上、40点減点を意味し、第二回目の誤告知により嗅覚作業は「中止」される。

仮想遭難者1名の発見に至らなかった場合、「試験不合格」となり最高可能獲得得点は139点となる。犬による仮想遭難者を負傷させる行為は即座に「失格」を意味する。

救助犬瓦礫搜索 B 段階試験

RH-T B

試験構成	嗅覚作業	200 点
	服従／熟練作業	100 点
	合計最高可能取得得点	300 点

瓦礫搜索 B 段階試験嗅覚作業		A 部門
最高可能取得得点		200 点
操作性	指導手との調和性、課せられた課題を搜索意欲維持しながら意欲的に解決する方法	20 点
搜索集中力	搜索意欲、搜索態度、気質、動機付け、作業意欲、体力状態	10 点
可動性	可動性の種別及び有り方、問題対処方法	10 点
自主性	自主的な作業実施動機の際立ち度合い	10 点
指導手戦術	決定した戦術実現、全嗅覚作業中の識見維持	30 点
告知作業	仮想遭難者 3 名、最大各 40 点、誤告知は減点対象	120 点

一般規定

- 全倒壊又は半倒壊検索対象物。様々な建築材料から構成されていることが認められ、最低 1,200～1,500 m²の総面積を誇り、一階建又は複数階から構成される対象物。
瓦礫 B 段階試験に使用される瓦礫会場には最低 6 か所の隠れ処が設定される必要があり、内最低 2 か所は暗所や空洞、最低 2 か所は約 2m 瓦礫下にある低所隠れ処又は地上最低 2m 以上に設定された高所隠れ処を含む必要がある。前記隠れ処種別の内、最低 2 種類が設定される必要がある。建物のみを対象とした搜索は認められないが搜索範囲内に個々の部屋を設定搜索範囲に含ませることは可能とする。
- 配置仮想遭難者数 3 名（目視不可能）
犬は仮想遭難者を目視、接触不可能とし、遭難者を覆う材料には目立つ物を用いてはならない。配置される各仮想遭難者間の距離は犬の明白な告知作業保障しなければならない。一旦使用された隠れ処の再使用は認められるが、仮想遭難者配置換えの際に誤告知を引き起こす配置は避けるべきである。使用された隠れ処は再使用されない限り開放される必要がある。作業開始最低 15 分前に仮想遭難者を配置し終える必要がある、必要な安全対策が講じられる必要がある。仮想遭難者は担当審査員補佐役である為、犬や指導手又は救助犬指導手チーム全体に如何なる補助を与えることなく、配置場所内にて静かに潜む必要がある。仮想遭難者発見後、審査員が仮想遭難者救出を指示した場合、救出は他会場要員によって実施される。
- 各種誘惑設定 焚火、エンジン音やハンマー音を発する、太古を鳴らす等。
- 要員 受験者が作業を開始する 15 分前までに搜索会場を一頭の犬を引き入る複数の要員が万遍なく歩き回る必要がある。更に、犬を導入らない要員数名が搜索開始直前及び

捜索中常に会場内を万遍なく歩き回る必要がある。

- 作業制限時間 最大 30 分

出発地点に於いて犬の捜索開始が促される時点より持ち時間測定が開始される。

使用が認められる声指符

重複する又は任意の声符や指符使用が認められる。

実施要領

受験者は捜索準備が整った犬と共に捜索範囲目視外にて呼ばれるまで待機する。指導手には検索対象の略図が手渡される。検索対象範囲は目視可能な仕切られた又は各境界線が明白な範囲である。捜索手法は指導手によって自由に選定されることが認められるが捜索前に審査員に伝えられる必要がある。捜索中に於ける変更も認められるが実施前に必ず審査員に告げられなければならない。捜索手法変更を伝える時間も捜索持ち時間内で行われる。捜索開始前に指導手は審査員に犬が実施する告知方法を告げる。認められる告知方法は、「咆哮」、「ブリングセル」及び「フリー指示」とする。

捜索開始に適した任意箇所から指導手は犬の捜索開始を促すが、当作業に於ける識別ハーネスや首輪装着は禁止されている。唯一、ブリングセル告知作業を実施する犬に限ってブリングセル装着用首輪の使用が認められる。尚、この首輪には犬の負傷防止の為、自主離脱メカニズムが施されている必要がある。犬は指導手の指示で検索対象範囲を自主的に捜索すべきである。指導手は審査員の指示にて初めて瓦礫会場に侵入が可能となる。

犬による仮想遭難者告知時に於いては指導手や仮想遭難者又は両者による如何なる告知を促す補助は禁止されている。指導手は告知作業実施を審査員に告げ、審査員指示で発見現場に向かう事が許される。犬は仮想遭難者を発見現場の方角を指示しながら、明白且つ、全力で指導手が現場に到達するまで継続的な告知を実施しなければならない。犬が瓦礫内の特定箇所より臭気を嗅ぎ当てていることが明白に指導手に伝わらなければならない。審査員指示で捜索作業は再開され、指導手は発見現場より犬による捜索再開を一回の指示で促すか又は、一旦側面瓦礫まで後退し後犬出しを行い、即座に瓦礫会場外に移動しなければならない。

「瓦礫捜索 B 段階試験」の当部門は作業終了申告及び審査員評価発表をもって終了する。

評価方法 指導手による課題克服の戦略不足並びに、犬の操作性、捜索意欲、可動性や自主性が限定的であった場合、犬による仮想遭難者に対する如何なる迷惑行為が実施された場合は度合いに応じて減点される。犬によって実施された告知作業を指導手が通知しなかった場合は減点対象となるが、誤告知扱いとならない。

犬の告知態度が指導手や仮想遭難者又は両者によって促された場合、当試験課目の得点は 0 点とする。第一回目の誤告知実施は審査上、40 点減点を意味し、第二回目の誤告知により嗅覚作業は「中止」される。仮想遭難者 1 名の発見に至らなかった場合、「試験不合格」となり最高可能獲得得点は 139 点とする。

犬による仮想遭難者を負傷させる行為は即座に「失格」を意味する。

救助犬足跡追及、広域、瓦礫搜索試験「服従／熟練作業」 B 部門

救助犬足跡追及試験	RH-F	A 及び B 段階	適応
救助犬広域搜索試験	RH-F	A 及び B 段階	適応
救助犬瓦礫搜索試験	RH-T	A 及び B 段階	適応

評価基準及び最高可能獲得得点

最高可能獲得得点		100 点
第一試験課目	紐無し脚足行進	10 点
第二試験課目	遠隔操作による 3 姿勢変更	10 点
第三試験課目	平面物品持来	10 点
第四試験課目	可動式バレルブリッジ渡り	10 点
第五試験課目	水平梯子渡り	10 点
第六試験課目	トンネル	10 点
第七試験課目	遠隔操作による方向変換	10 点
第八試験課目	移送	10 点
第九試験課目	状況下の休止	20 点

一般規定

作業開始及び終了申告は基本姿勢にて紐付き状態で審査員の元で実施されなければならない。この場合、引綱とチェーンカラーの使用のみ認められる。課題実行を促す声符選定、使用は指導手に委ねられるが、短い声符を用いる必要がある。声符と犬名兼用は一声符として見なされる。尚、指符の使用は使用が明白に認められる場合以外は禁止されている。一つの課題実行の為に重複声符が用いられた場合、該当作業は「2 評価」減評される。

犬は全試験課目を嬉々とし、且つ迅速に実施しなければならない。全ての試験課目は基本姿勢から展開され、基本姿勢に於いて終了する。試験課目間の作業は採点対象外とし、課目間に於ける犬の作業意欲を向上させる短い褒める行為又は、各課目終了後の褒める行為は認められる。続く試験課目開始時に新たな基本姿勢を取り直す必要がある。

基本姿勢に於いて犬は指導手の左側で指導手と平行に間隔を空けずに犬の肩が指導手の膝の位置に合わせた状態で脚側停座を行う。犬が正面停座より基本姿勢に移動する際、直接的に又は指導手背後を指導手との距離を詰めた形で回り込み左脚足に付かなければならない全ての試験課目作業は審査員指示にて開始される。

「第 1 試験課目」から「第 8 試験課目」の実施順番は当部門作業開始直前に抽選によって決定される。抽選終了後、指導手は犬の引綱を外さなければならない。

脚足行進中に 2 発の銃声（6～9 口径）が放たれ、犬は発砲に対し動じてはならない。犬が発砲に対し怯む又は騒音シャイであった場合、「失格」となる。尚、犬が発砲に対し攻撃的な態度にでた場合、指導手配下にある場合に限って減点対象となる。

環境騒音及び発砲に動じない犬のみ満点が付与される。

実施要領

第一試験業課目

紐無し脚足行進

10点

実施条件

当規定付録の「紐無し脚足行進実施要領図」は厳守される必要がある。試験会場特性に応じて唯一審査員の権限で屈折実行方向が変更されることがあるが、全受験者を対象とする均一変更となる。

群衆は休止実施犬の指導手を含む最低4名の要員によって構成される必要がある。内、要員2名は紐付き状態にある2頭の犬（牡と牝）を引き入る。群衆は時計回りで円を描きながら動く必要がある。

使用が認められる声指符

「脚足行進を促す」短い一声符又は指符、各再出発及び歩度変更時に再使用が認められる。

実施要領

基本姿勢より犬は指導手の「脚側行進を促がす」声符で、指導手を注意深く、喜々として、真っ直ぐに、肩甲骨の位置を常時指導手の膝に保ちながら、左側を脚足行進しなければならない。また指示無し停座実行時に犬は自発的に迅速に真っ直ぐに座らなければならない。作業開始後、救助犬指導手チームは会場中央線上を「常歩」にて立ち止まることなく50歩進み、「反転ターン」を行った後、「常歩」にて10～15歩進み、最低各10歩に渡る「速歩」と「緩歩」の各歩度を実行する。「速歩」から「緩歩」への歩度変換時に於ける減速に用いる歩数の実行は認められない。続いて救助犬指導手チームは「常歩」にて数歩進み歩度変換せずに「第一屈折」を実行し、20～25歩そのまま前進した後に「反転ターン」を行い、10～15歩進んだ地点で基本姿勢を取る。続けて「常歩」にて脚足行進を再開し約10～15歩進み二つ目の屈折を行い「常歩」にて20～25歩中央線に向かった後、基本姿勢を取る。指導手は基本姿勢より紐無し脚側行進で犬を伴い「常歩」にて反時計回りで群衆外側を、円を描きながら群衆要員が引き入る2頭の犬と直接遭遇する様、通過する。救助犬指導手チームは円を描き続ける群衆の脇で一旦停止し、群衆構成員の最低一名が通過するまで静止し続ける。この後、犬を伴った指導手は「常歩」にて「八の字」を描く形で群衆を通り抜け、一旦群衆内にて「指示無し停座」を実行した後、「常歩」にて群衆を離れ、基本姿勢にて当試験課目部分作業を終了する。

評価方法 犬が指導手前方に出る、脚足より側面へ離脱する、後退りする、停座実行速度が遅い、躊躇した停座実行、指導手による重複声指符や体符使用は度合いに応じて減点される。

第二試験課目

遠隔操作による3姿勢変更

10点

実施条件

使用が認められる声指符

「脚足行進を促す」一声符は作業開始及び終了基本姿勢を促さず際、再使用が認められる。

「招呼を促す」一声符、指符又は兼用も可

「停座を促す」一声符、指符又は兼用も可

「伏臥を促す」一声符、指符又は兼用も可

「立止を促す」一声符、指符又は兼用も可

実施要領

基本姿勢より指導手は紐無し状態にある犬を左脚側で伴い約10～15歩前進した後に振り向くことなく、歩度変更もせずに「停座を促す」声符又は指符又は兼用で犬を即座に「停座」させそのまま前進し続ける。約40歩進んだ地点で指導手は立ち止まり、落ち着いた状態で停座姿勢を維持し続ける犬の方へ向き返る。審査員指示で指導手は声符又は指符又は兼用で犬の「招呼」を促す。招呼実行距離の大よそ中央部分に犬が到達次第、指導手は次に「伏臥を促す」声符又は指符又は兼用で全犬を即座に「伏臥」させる。次なる審査員指示で指導手は「立止を促す声符」又は指符又は兼用で犬を即座に「立止」させる。更なる審査員指示で指導手は「招呼を促す」声符、指符又は兼用で犬を「招呼」する。この場合、犬は喜々として早い速度で各指導手の距離を詰めた状態で正面停座を行い、新たな指導手による声符又は指符で犬は基本姿勢に移らなければならない。

評価方法 課目展開部分に於ける間違え、「停座」、「立止」、「伏臥」を促す声符に対する反応が遅い、「停座」、「立止」、「伏臥」実行速度が遅い、落ち着きの無い「停座」、「立止」、「伏臥」実行、招呼速度や正面停座実行速度が遅い場合、度合いに応じて減点される。

指示された体勢以外の体勢に犬が移った場合、その都度「2点減点」とする。

第三試験課目 **平面物品持来** **10点**

実施条件

指導手が当試験部門実施中終始携帯する私物物品。

使用が認められる声指符

「持来」、「基本姿勢を促す」各一声符又は指符

「受け渡しを促す」一声符

実施要領

基本姿勢から指導手は所持している「物品」を約10歩離れたところへ投擲する。物品が完全に静止してから指導手は「持来を促がす」声符を下す。指導手の左脚足に於いて紐無し脚足停座中の犬は声符又は指符に従って物品の着地地点へと素早く向かい、即座に物品を啜え上げ、往路と同速度で指導手の元へ持来しなければならない。犬は指導手の正面にて指導手との距離を開けずに正面停座を行い指導手が少し間を空けた後に「受け渡しを促がす」声符を下し、物品を取り上げるまで咆え続ける必要がある。「脚側停座を促がす」声符又は指符に従い犬は脚側停座に移り基本姿勢を取る。

指導手は犬が当作業課目実行中、停止位置を変えてはならない。

評価方法 物品投擲距離不足、指導手が立ち位置を変更せずに行う補助、誤った基本姿勢実行、往路に於ける持来速度不足、誤った啜え上げ方法、復路に於ける持来速度不足、持来物品を落とす、持来物品を使用した遊ぶ行為や噛み返し、指導手が両足を揃えていない、

正面停座及び作業終了基本姿勢実行時の過ち、は度合いに応じて減点される。

当課目全作業終了前に指導手が立ち位置を変更した場合、当試験課目は「M-評価」とする。

犬が持来作業を拒絶した場合、当試験課目の得点は0点と見なされる。

第四試験課目 可動式バレルブリッジ渡り 10点

実施条件

使用障害特性

使用される障害は最低 20cm 可動可能である必要がある。

- 木製厚板 長さ約 4 m、幅 約 0.3 m、厚板の厚み: 約 0.04 m
- 同じ大きさを誇る樽 2 つ 直径約 0.40m
- 歩行方向に向かって 0.20m 可動可能な渡り厚板の設定

使用が認められる声指符

「飛び乗りを促す」一声符又は指符、兼用も可

「静止を促す」一声符

各「歩行再開を促す」一声符又は指符

実施要領

犬を伴った指導手は障害より適切な距離にて基本姿勢を取った後、「飛び乗りを促す」声符、指符又は兼用で犬は木製ブリッジに飛び乗り、続く指導手による「静止を促す」声符で即座に静止しなければならない。審査員指示で指導手は犬の側面まで進み、「歩行再開を促す」声符、指符で犬と並歩し器具の対面まで進むみ到着次第、犬は自主的に静止する必要がある。更なる審査員指示で指導手は再度「歩行再開を促す」声符又は指符で犬と共に器具を後にし、数歩離れた地点にて如何なる補助行為なしで犬と共に当試験課目終了基本姿勢を取る。犬は厚板全長を怖がる又は跳ねながら歩行する事無く、歩行しなければならない。

評価方法 躊躇した飛び乗り、不安定な歩行、静止又は飛び降り時に於ける過ちは度合いに応じて減点される。

第五試験課目 水平梯子渡り 10点

実施条件

使用障害の特性 固定式梯子、水平状態にて設置、登坂部分設置

- 梯子 長さ約 4m、幅約 0.50m、各棧間距離 0.30m、棧幅 0.05m
- 高さ約 0.5mの二本の支柱によって支えられる
- 登坂部分 長さ 1.20m、幅 0.50m、登坂を補助する棧の設置は可能

使用が認められる声指符

「登坂を促す」一声符、指符又は兼用も可

「基本姿勢を促す」一声符又は指符

実施要領

指導手は紐無し状態にある犬と共に梯子から適切な距離を置いた位置にて基本姿勢をとる。

「梯子歩行を促がす」声符、指符又は兼用で犬は登坂用梯子を経て、水平梯子上を自主的

に最後の棧に前肢が到達するまで渡りきる必要がある。この際、指導手は犬と器具に触れる事無く犬と共に梯子側面を進む。最終棧に犬が達した後、指導手は犬を抱えて揚げ、地上に降ろし、「脚側停座を促す」声符又は視符で犬と基本姿勢に取り、作業を完了する。

評価方法 落ち着きがない登坂や歩行又は躊躇する、歩行が不安定、梯子の棧以外を時折踏みながらの歩行や梯子対面の最終棧に到達しなかった場合、度合いに応じて減点される。梯子の大半部分を棧以外踏む進む歩行、非常に不安定な歩行、棧間に落ちる又は指導手補助を必要とした場合、当試験課目の評価は「M-評価」とする。

犬が自主的に梯子から飛び降りた場合、当試験課目の得点は0点と見なされる。

第六試験課目 トンネル 10点

実施条件

使用障害の特性

- 入口部分は硬い材質から構成、高さ 0.50m、長さ 3m を誇る
- 続く匍匐通路部分は柔らかい素材から構成、長さ 3m を誇る

使用が認められる声符

「通過を促す」一声符、指符又は兼用も可

「静止を促す」一声符

「基本姿勢を促す」一声符又は指符

実施要領

紐無し状態にある犬を伴った指導手は障害より適切な距離にて基本姿勢を取り、「通過を促す」声符及び指符又はこれらの兼用で犬は器具を通過しなければならない。犬が器具を離れたと同時に下される「静止を促す」声符で犬は即座に静止しなければならない。審査員指示により指導手は犬の右脇へ進み、「基本姿勢を促す」声符又は指符で基本姿勢にて犬と共に当試験課目作業を終了する。

評価方法 犬がトンネル侵入又は通過を躊躇する場合、度合いに応じて減点される。

犬が自主的にトンネルを離れない場合、当試験課目の評価は「M-評価」とする。

第七試験課目 遠隔操作による方向変換 10点

実施条件

使用器具の特性

- 出発地点マーキング 1箇所
- 中央地点マーキング 1箇所
- 互いに 40m の距離に設定された面積 1m×1m、高さ最大 0,60m の「指定範囲」3箇所（パレット、テーブル等を使用）
- 各器具に犬を向かわせる順番が図式表記された 6種類の抽選札

使用が認められる声符

「中央地点に向かわせる」一声符と指符

「静止を促す」一声符

「3 箇所の指定範囲に向かわせる」各一声符と指符

「3 箇所の指定範囲に於いて飛乗り、静止を促す」各一声符

「招呼を促す」一声符又は指符

「基本姿勢を促す」一声符又は指符

実施要領

作業開始前に指導手は犬が各印された指定範囲に到達する順番を抽選によって決定する。審査員指示で指導手は出発地点において犬と共に基本姿勢を取る。更なる審査員指示で指導手は位置を変えずに犬を「指定範囲に向かわせる」声符及び、視符で約 20m 離れた明白にしるされた「中央地点」に向かわせる。犬が到達次第、「静止を促がす」声符で静止する。審査員の更なる指示で指導手は静止位置を変えずに犬を「指定範囲に向かわせる」声符及び指符で指示した「第一指定範囲」に向かわせ、「静止を促す声符」で静止、待機させる。続いて指導手は犬を次なる「指定範囲」に向かわせ、静止、待機させる。同じ要領で「第三指定範囲」に向かわせ、静止させる。

「第三指定範囲」への遠隔操作作業終了後、指導手は「招呼を促がす」声符又は指符で犬を招呼し、指導手と密着した形で正面停座を取らせる。続けて「基本姿勢を促がす」声符又は指符で犬と共に最終基本姿勢を取り、当試験課目の作業を終了する。

評価方法 最初の指定範囲又は指示された地点への躊躇した歩行、地点への最短到達線からの大きな離脱、自主的な歩度変更、器具登坂／飛び乗りを躊躇する又は自発的な離脱、重複声符等の指導手補助行為又は当試験課目終盤に於ける誤った作業実施は度合いに応じて減点する。指導手によって抽選で決定された各指定範囲への到達順又は指導手が停止位置を離れた場合、当試験課目の評価は「M-評価」とする。

第八試験課目

移送

10 点

実施条件

- 犬の作業開始体勢 犬を地面又は地面より高い所から持ち上げる事が認められる。
- 移送要員 1 名

使用が認められる声指符

「作業開始姿勢」、「招呼」、「基本姿勢を促す」各一声符又は一指符

実施要領

犬に作業開始体勢を取らせる為に指導手は犬の持ち上げを補助する一声符又は指符を使用する事が認められる。

指導手は犬を抱えながら約 10m 前進し、第三者に犬を引き渡しその場にて静止する。移送要員は犬を更に 10m 移送し地面に降ろす。地面に降ろされた犬は審査員指示にて指導手が「招呼を促す」声符又は指符を下すまで静止し続ける必要がある。指導手の声符又は指符で犬は嬉々として、素早く招呼を実施し、指導手との距離を詰めた正面停座を実行しなければならない。続いて指導手は「基本性を促す」声符又は指符で犬と共に基本姿勢を取らせ、当競技課目の作業を終了する。

犬は指導手及び移送要員に対し如何なる攻撃的態度に出てはならない。移送中、犬が尾を自由に動かせる様、配慮すべきである。

評価方法 犬が非協力的な態度にて出る、移送中落ち着きがない、軽く唸る又は地面に降ろされる最中に後退りする等は度合いに応じて減点される。

犬が移送中、自主的に地面に飛び降りた場合、当試験課目は「M-評価」とする。

指導手や移送要員に対する過剰な臆病な又は攻撃的態度に出た犬は「失格」となる。

第九作業課目 状況下の休止 20点

実施条件

牝及び牝専用の印された休止場所 2箇所

使用が認められる声指符

「休止を促す」一声符又は指符、休止後の「脚足停座を促す」一声符又は指符

実施要領

他の犬が服従作業を開始する前に指導手は審査員に指示された場所にて「休止を促がす」声符で犬を伏せさせる。この場合、紐や如何なる物を犬の元に残す事は認められない。指導手は少なくとも 40 歩犬から離れた審査員に指示された待機場所にて犬の方へ向き返って立ち止まる。犬は指導手による如何なる影響無しで、他の犬が「第一試験課目」から「第八試験課目」を終了するまで静かに伏せていなければならない。

他の犬が「第一作業課目」を実行中に指導手は自発的に群衆要員として加わり作業終了後、自ら待機場所に戻る。審査員指示にて指導手は犬の元へと戻り犬の右側面で静止する。更なる審査員指示で指導手は「脚側停座を促がす」声符で犬を座らせる。この場合、犬は素早く正確な位置に於ける停座を行う必要がある。

評価方法 休止態度が落ち着きない、指導手が犬の元へ進む際に犬が自発的に「停座」又は「立止」に移る、指導手の元へ進む、指導手の落ち着きのない指導態度や他補助行為の実行は度合いに応じて減点される。

犬が休止位置に於いて伏臥に移らず、休止場所を離れずに「立止」又は「停座」を実行した場合、当試験課目の評価は「M-評価」と見なされる。作業中の犬が「第四試験課目」終了後に犬が休止位置を 3 メートル以上離脱した場合も、部分評価が適応される。

尚、休止中の犬が作業実施中の犬が「第四試験課目」終了前に休止位置を 3 メートル以上離脱した場合、当試験種目の得点は 0 点と見なされる。

当試験部門は指導手による作業終了申告及び審査員による評価発表をもって終了する。

救助犬雪崩捜索 A 段階試験

RH-L A

試験構成	嗅覚作業	200 点
	服従／熟練作業	100 点
	合計最高可能取得得点	300 点

雪崩捜索 A 段階試験嗅覚作業

A 部門

当嗅覚作業は犬を用いた生物探知及び雪崩遭難者探知機を用いた技術的探知作業より構成される。

最高可能取得得点 **200 点**

操作性	指導手との調和性、課せられた課題を、捜索意欲を維持しながら意欲的に解決するか	20 点
捜索集中力	捜索意欲、捜索態度、気質、動機付け、作業意欲、体力状態	10 点
可動性	可動性の種別及び有り方、問題対処方法	10 点
自主性	自主的な作業実施動機の際立ち度合い	10 点
指導手戦術	決定した戦術の実現、全嗅覚作業中の識見維持	10 点
告知作業	仮想遭難者 3 名、各最大 40 点、誤告知は減点対象	120 点
雪崩遭難者		
送信機発見作業	指導手による探知機操作、送信機の雪中発見作業	20 点

一般規定

生物探知作業

- 捜索範囲設定 8,000 m²を誇る雪中会場、最低 3 か所の疑似生理め箇所を設定。
会場範囲監視の為、会場範囲は旗によって明白に仕切られている必要がある。
- 仮想遭難者数 最深 1m 以内に埋められた仮想遭難者 2 名を配置
犬は仮想遭難者を目視、接触不可能であり、仮想遭難者を覆っている雪は間能な限り目立ってはならない。各仮想遭難者配置に当たり犬が明白な告知作業を行える様、配慮が必要である。試験中に一旦使用された箇所の再使用も可能とするが仮想生理め箇所変更する場合、犬の誤告知を促さない方法で選定するよう配慮が必要である。使用されない生理め箇所は試験中解放しておかなければならない。続く試験で配置予定される仮想遭難者による雪中穴製作作業に直接携わる事は禁止されている。
捜索開始最低 20 分前までに仮想遭難者配置作業は終了しなければならない。仮想遭難者を埋める際には該当する安全基準を厳守しなければならない。仮想遭難者は担当審査員補佐役を務める為、犬や指導手又は救助犬指導手チームに如何なる補助を与えることなく、配置場所内にて静か潜む必要がある。
- 要員 作業開始直前及び作業中に於いて捜索会場を一頭の犬を引き入る最低 3 名の要員が万遍なく歩き回る又はスキー板を装着して往来する必要がある。

- 作業制限時間 最大 15 分間

出発地点に於いて犬の搜索が促される時点より持ち時間の測定が開始される。搜索持ち時間の計測は第一仮想遭難者救出中は中断される。

科学的探知作業

- 使用雪中会場面積 10m×10 m、明白に仕切られている
- 雪中遭難者探知送信機 1 機
- 雪中遭難者探知機 1 機

指導手は作業開始申告時に持参した探知機を使用するか、主催者提供機を使用するか審査員に通知する。

使用が認められる声指符

生物探知作業

重複する任意の声指符使用が認められる。

実施要領

生物探知作業

指導手は搜索準備が整った犬と共に作業開始の順番が巡るまで、会場が目視不可能な場所で待機をする。指導手は当作業をクロスカントリースキー板又はスノーシューズを用いて実施する事が可能である。

指導手は現場説明及び課題提供を主催者母国語又は指導手の申し出により独語又は英語にて提供される。搜索対象範囲の説明は口頭で行われる。搜索手法の選定は指導手に委ねられるが、搜索開始前に審査員に伝えられなければならない。尚、作業中に搜索手法を変更する場合、指導手はその趣旨を審査員に告げる必要があるが、告げるに必要とされる時間は搜索持ち時間内とする。

指導手の判断で犬は適切とされる箇所より搜索を開始し、指導手指示で搜索範囲の搜索を実施しなければならない。犬が指導手より最低 30m 以上離れた後又は、犬が告知作業を開始し審査員の指示もって出発地点を離れる事が許される。

犬による仮想遭難者告知時に於いては指導手や仮想遭難者又は両者による如何なる告知を促す補助は禁止されている。指導手は告知作業実施を審査員に告げ、審査員の指示で発見現場に向かう事が許される。犬は仮想遭難者発見現場の方角を指示しながら明白且つ全力で指導手が現場に到達するまで継続的な告知を実施しなければならない。この場合、犬が特定箇所より臭気を嗅ぎ当てていることが明白に指導手に伝わらなければならない。

指導手は生理め仮想遭難者の発見現場をマーキングし、審査員指示により遭難者を掘出す。その後、審査員による更なる指示で搜索作業が再開される。

「雪崩搜索試験 A 段階」の当部門作業は指導手による作業終了申告及び審査員による評価公表をもって終了する。

科学的探知作業

指導手は最大 5 分以内にて明白に仕切られた面積内に深さ約 0.30m に埋まっている雪崩遭

難者探知機を発見し、掘り出した後、審査員に提示しなければならない。捜索手法は任意とする。

評価方法

生物探知作業

指導手による課題克服の戦略不足並びに、犬の操作性、捜索意欲、可動性や自主性が限定的であった場合、犬による仮想遭難者に対する如何なる迷惑行為が実施された場合は度合いに応じて減点される。犬によって実施された告知作業を指導手が通知しなかった場合は減点対象となるが、誤告知扱いとならない。

犬の告知態度が指導手や仮想遭難者又は両者によって促された場合、当試験課目得点は 0 点と見なされる。

第一回目の誤告知は審査上、40 点減点を意味し、第二回目の誤告知により嗅覚作業は「中止」される。仮想遭難者一名の発見に至らなかった場合、「試験不合格」となり、最高可能獲得得点は 139 点とする。

犬による仮想遭難者を負傷させる行為は即座に「失格」を意味する。

科学的探知作業

作業持ち時間超過の場合、当作業の得点は 0 点とする。

救助犬雪崩捜索 B 段階試験

RH-L B

試験構成	嗅覚作業	200 点
	服従／熟練作業	100 点
	合計最高可能取得得点	300 点

雪崩捜索 B 段階試験嗅覚作業

A 部門

当作業は犬を用いた生物探知及び雪崩遭難者探知機を用いた科学探知作業より構成される。

最高可能取得得点 **200 点**

操作性	指導手との調和性、課せられた課題を捜索意欲維持しながら意欲的に解決するか	20 点
捜索集中力	捜索意欲、捜索態度、気質、動機付け、作業意欲、体力状態	10 点
可動性	可動性の種別及び有り方、問題対処方法	10 点
自主性	自主作業実施動機の際立ち度合い	10 点
指導手の戦術	決定した戦術実現、全嗅覚作業中の識見維持	10 点
告知作業	仮想遭難者 3 名、各最大 40 点、誤告知は減点対象	120 点
雪崩遭難者		
送信機発見作業	指導手による探知機操作、送信機の雪中発見作業	20 点

一般規定

生物探知作業

- 搜索範囲設定 最低 12,000 m²を誇る雪中会場
会場範囲監視の為、会場範囲は旗によって明白に仕切られている。
- 仮想遭難者数 深さ、約 2m に埋められた仮想雪中生理め仮想遭難者 3 名
犬は仮想遭難者を目視、接触不可能であり、仮想遭難者を覆っている雪は間能な限り目立ってはならない。各仮想遭難者配置に当たり、犬が明白な告知作業を行える様、配慮が必要である。試験中に一旦使用された箇の再使用も可能とするが仮想生理め箇所変更する場合、犬の誤告知を促さない方法で選定するよう配慮が必要である。使用されない生理め箇所は試験中解放しておかなければならない。続く試験で配置予定される仮想遭難者による雪中穴製作作業に直接携わる事は禁止されている。
搜索開始最低 20 分前までに仮想遭難者配置作業は終了しなければならない。仮想遭難者を埋める際には該当する安全基準を厳守しなければならない。仮想遭難者は担当審査員補佐役を務める為、犬や指導手又は救助犬指導手チームに如何なる補助を与えることなく、配置場所内にて静か潜む必要がある。発見された仮想遭難者は審査員指示にて会場要員によって掘り出される。
- 要員 作業開始 15 分前迄、搜索会場を一頭の犬を引き入る最低 3 名の要員が万遍なく歩き回る又はスキー板を装着して往来する必要がある。更に搜索会場は作業開始直前及び全搜索実地中、犬を導入らない最低 3 名の要員によって終始万遍なく歩き回れる又はスキー板を装着して往来される必要がある。
- 作業制限時間 最大 30 分間
出発地点に於いて犬の最初の搜索が促される時点より持ち時間の測定が開始される。

科学的探知作業

- 使用雪中会場面積 10 m×10m、明白に仕切られている
- 雪中遭難者探知送信機 1 機
- 雪中遭難者探知機 1 機
指導手は作業開始申告時に持参した探知機を使用するか、主催者提供機を使用するか審査員に通知する。

使用が認められる声指符

生物探知作業

重複する任意の声指符使用が認められる。

実施要領

生物探知作業

指導手は搜索準備が整った犬と共に作業開始の順番が巡るまで、会場が目視不可能な場所で待機をする。指導手は当作業をクロスカントリースキー板又はスノーシューズ着用した状態で実行する義務がある。

指導手は現場説明及び課題提供を主催者の母国語又は指導手の申し出により独語又は英語にて提供される。搜索対象範囲の説明は口頭で行われる。搜索手法の選定は指導手に委ねられるが、搜索開始前に審査員に伝えられなければならない。尚、作業中に搜索手法を変更する場合、指導手はその趣旨を審査員に告げる必要があるが、告げるに当たって必要とされる時間は搜索持ち時間内とする。

指導手判断で犬は適切とされる箇所より搜索を開始し、指導手指示で搜索範囲の搜索を実施しなければならない。犬が指導手より最低 30m 以上離れた後又は、犬が告知作業を開始し、審査員指示をもって指導手は出発地点を離れる事が許される。

犬による仮想遭難者告知時に於いては指導手や仮想遭難者又は両者による如何なる告知を促す補助は禁止されている。指導手は告知作業実施を審査員に告げ、審査員指示で発見現場に向かう事が許される。犬は仮想遭難者を発見現場の方角を指示しながら、明白且つ全力で指導手が現場に到達するまで継続的な告知を実施しなければならない。この場合、犬が特定箇所より臭気を嗅ぎ当てていることが明白に指導手に伝わらなければならない。

指導手は生理め仮想遭難者の発見現場にマーキングを施し、審査員指示により遭難者は会場要員によって掘り出される。掘出し作業が進行中、審査員による指示で搜索作業が再開される。

「雪崩搜索試験 B 段階」の当部門の作業は指導手による作業終了申告及び審査員による評価公表をもって終了する。

科学的探知作業

指導手は最大 5 分以内に明白にマーキングされた範囲に深さ、約 0.30m に埋まっている雪崩遭難者探知機を発見し掘り出した後に審査員に提示しなければならない。搜索手法は任意とする。

評価方法

生物探知作業

指導手による課題克服の戦略不足並びに、犬の操作性、搜索意欲、可動性や自主性が限定的であった場合、犬による仮想遭難者に対する如何なる迷惑行為が実施された場合は度合いに応じて減点される。犬によって実施された告知作業を指導手が通知しなかった場合は減点対象となるが、誤告知扱いとならない。

犬の告知態度が指導手や仮想遭難者又は両者によって促された場合、当試験課目得点は 0 点と見なされる。

第一回目の誤告知は審査上、40 点減点を意味し、第二回目の誤告知により嗅覚作業は「中止」される。仮想遭難者一名の発見に至らなかった場合、「試験不合格」となり、最高可能獲得得点は 139 点とする。

犬による仮想遭難者を負傷させる行為は即座に「失格」を意味する。

科学的探知作業

作業持ち時間超過の場合、当作業の得点は 0 点となる。

救助犬雪崩搜索試験専用「服従／熟練作業」

B 部門

救助犬雪崩搜索試験 RH-L A 及び B 段階 適応

評価基準及び最高可能獲得得点

最高可能獲得得点		100 点
第一試験課目	紐無し脚足行進	10 点
第二試験課目	遠隔操作による 3 姿勢変更	10 点
第三試験課目	平面物品持来	10 点
第四試験課目	遠隔操作による方向変換	10 点
第五試験課目	移送	10 点
第六試験課目	状況下の休止	20 点
第七試験課目	追尾歩行	20 点
第八試験課目	移動手段の搭乗	10 点

一般規定

当作業は雪中で実施される必要がある。

作業開始及び終了申告は基本姿勢にて紐付き状態で審査員の元で実施されなければならない。この場合、引綱とチェーンカラーの使用のみ認められる。課題実行を促す声符選定は指導手に委ねられるが、短い声符を用いる必要がある。声符と犬名兼用は一声符として見なされる。尚、指符使用は使用が明白に認められる場合以外は禁止されている。一つの課題実行の為に重複声符が用いられた場合、該当作業は「2 評価減評」される。

犬は全試験課目を嬉々として、且つ迅速に実施しなければならない。全ての試験課目は基本姿勢から展開され、基本姿勢に於いて終了する。試験課目間作業は採点対象外とし、課目間に於ける犬の作業意欲を向上させる短い褒める行為又は、各課目終了後の褒める行為は認められる。続く試験課目開始時に新たな基本姿勢を取り直す必要がある。

基本姿勢に於いて犬は指導手の左側で指導手と平行に間隔を空けずに犬の肩が指導手の膝の位置に合わせた状態で脚側停座を行う。犬が正面停座より基本姿勢に移動する際、直接的に又は指導手背後を指導手との距離を詰めた形で回り込み左脚足に付かなければならない。各試験課目作業は審査員指示にて開始される。

「第 1 試験課目」から「第 5 試験課目」の実施順番は当部門作業開始直前に抽選によって決定される。抽選終了後、指導手は犬の引綱を外さなければならない。

脚足行進中に 2 発の銃声（6～9 口径）が放たれ、犬は発砲に対し動じてはならない。犬が発砲に対し怯む又は騒音シャイであった場合、「失格」となる。尚、犬が発砲に対し攻撃的な態度にでた場合、指導手配下にある場合に限って減点対象となる。環境騒音及び発砲に動じない犬のみ満点が付与される。

実施要領

第一試験業課目

紐無し脚足行進

10点

実施条件

当規定付録の「救助犬適正試験用紐付き／紐無し脚足行進実施要領図」は厳守される必要がある。試験会場特性に応じて唯一審査員の権限で屈折実施方向が変更される場合があるが、全受験者を対象とする均一変更となる。

群衆は休止犬の指導手を含む、最低4名の要員によって構成される必要がある。内、要員2名は紐付き状態にある2頭の犬（牡と牝）を引き入る。群衆は時計回りで円を描きながら動く必要がある。

使用が認められる声指符

「脚足行進開始を促す」短い一声符又は指符、各「再出発」及び「歩度変更時」に使用が認められる。

実施要領

基本姿勢より犬は指導手の「脚側行進を促がす」声符で指導手を注意深く、喜々として、真っ直ぐに、肩甲骨の位置を常時指導手の膝に保ちながら脚足行進を実施する必要がある。また、「指示無し停座」実行時には自発的に迅速に真っ直ぐに停座を実行しなければならない。作業開始後、救助犬指導手チームは会場中央線上を「常歩」にて立ち止まることなく50歩進み、「反転ターン」を行った後「常歩」で10～15歩進み、最低各10歩に渡り「速歩」と「緩歩」の各歩度を実行する。「速歩」から「緩歩」への歩度変換時に於ける減速に用いる歩数の実行は認められない。続いて救助犬指導手チームは数歩「常歩」にて進み、歩度変換せずに「第一屈折」を実行し、20～25歩そのまま前進した後に更に「反転ターン」を実行し、10～15歩進んだ地点で「基本姿勢」を取る。続けて脚足行進を「常歩」にて再開し、約10～15歩進み二つ目の屈折を実行し、「常歩」にて20～25歩中央線に向かった後「基本姿勢」を再度取り戻す。

指導手は基本姿勢より紐付き脚側行進で犬を伴い「常歩」にて反時計回りで群衆外側を、円を描きながら群衆要員が引き入る2頭の犬と直接遭遇する様、通過する。救助犬指導手チームは円を描き続ける群衆の脇で一旦停止し、群衆構成員の最低1名が通過するまで静止し続ける。この後、犬を伴った指導手は「常歩」にて「八の字」を描く形で群衆を通り抜け、一旦群衆内にて「指示無し停座」を実行した後、「常歩」にて群衆を離れ、「基本姿勢」にて当試験課目部分作業を終了する。

評価方法 犬が指導手の前方に出る、脚足位置より側面へ離脱する、後退りする、停座実行速度が遅い、躊躇した停座実行、指導手による重複声指符や体符使用は度合いに応じて減点される。

第二試験課目

遠隔操作による3姿勢変更

10点

実施条件

使用が認められる声指符

「脚足行進を促す」一声符の作業開始及び終了基本姿勢を促さず際に使用が認められる。

「招呼を促す」一声符、指符又は兼用も可

「停座を促す」一声符、指符又は兼用も可

「伏臥を促す」一声符、指符又は兼用も可

「立止を促す」一声符、指符又は兼用も可

実施要領

基本姿勢より指導手は紐無し状態にある犬を左脚側で伴い約10～15歩前進した後に振り向くことなく、歩度変更をせずに「停座を促す」声符又は指符、又は兼用で犬を即座に「停座」させそのまま前進し続ける。約40歩進んだ地点で指導手は立ち止まり、落ち着いた状態で停座姿勢を維持し続ける犬の方へ向き返る。審査員指示で指導手は声符、指符又は兼用で犬の「招呼」を促す。招呼実行距離の大よそ中央部分に犬が到達次第、指導手は次に「伏臥を促す」声符又は指符又は兼用で犬を即座に「伏臥」させる。次なる審査員指示で指導手は「立止を促す」声符、指符又は兼用で犬を即座に「立止」させる。更なる審査員指示で指導手は「招呼を促す」声符又は指符、又は兼用で犬を「招呼」する。この場合、犬は喜々として早い速度で各指導手の距離を詰めた状態で正面停座を行い、新たな指導手による声符又は声符で全犬基本姿勢に移らなければならない。

評価方法 競技課目展開部分に於ける間違え、「停座」、「立止」、「伏臥」を促す声符に対する反応が遅い、「停座」、「立止」、「伏臥」実行速度が遅い、落ち着きの無い「停座」、「立止」、「伏臥」実行、招呼速度や正面停座実行速度が遅い場合、度合いに応じて減点する。

指示された体勢以外の体勢に犬が移った場合、その都度「2点減点」とする。

第三試験課目

平面物品持来

10点

実施条件

指導手が当試験部門実施中終始携帯する私物物品を使用。

使用が認められる声指符

「持来」及び「基本姿勢を促す」各一声符又は指符

「受け渡しを促す」一声符

実施要領

基本姿勢から指導手は所持している「物品」を約10歩離れたところへ投擲する。物品が完全に静止してから指導手は「持来を促がす」声符を下す。指導手の左脚足に於いて紐無し脚足停座中の犬は声符又は、視符に従って物品の着地地点へと素早く向かい、即座に物品を啜え上げ、往路同様の実践速度にて指導手の元へ持来しなければならない。犬は指導手の正面にて指導手との距離を開けずに正面停座を行い、指導手が少し間を空けた後に「受け渡しを促がす」声符を下し、物品を取り上げるまで咆え続ける必要がある。「脚側停座を促がす」声符又は指符に従い犬は脚側停座に移り、基本姿勢を取る。指導手は犬が当作業課目実行中、停止位置を変えてはならない。

評価方法 物品投擲距離不足、指導手が立ち位置を変更せずに行う補助、誤った基本姿勢

実行、往路に於ける持来速度不足、誤った啜え上げ方法、復路に於ける持来速度不足、持来物品を落とす、持来物品を使用した遊ぶ行為や噛み返し、指導手が両足を揃えていない、正面停座及び作業終了基本姿勢実行時の過ち等は度合いに応じて減点される。

当課目全作業終了前に指導手が立ち位置を変更した場合、当試験課目は「M-評価」とする。犬が持来作業を拒絶した場合、当試験課目の得点は0点と見なされる。

第四試験課目 遠隔操作による方向変換 10点

実施条件

使用器具の特性

- 出発地点マーキング 1箇所
- 中央地点マーキング 1箇所
- 互いに 40m の距離に設定された「指定範囲」 (リュクサック、衣類等を使用)
- 各器具に犬を向かわせる順番が図式表記された 6種類の抽選札

使用が認められる声符

「中央地点に向かわせる」一声符と指符

「静止を促す」一声符

「各指定範囲に向かわせる為の」一声符と指符

「各指定範囲に於いて静止を促す」一声符

「招呼を促す」一声符

「基本姿勢を促す」一声符又は指符

実施要領

作業開始前に指導手は犬が各印された指定範囲に到達する順番を抽選によって決定する。審査員の指示で指導手は出発地点において犬と共に基本姿勢を取る。審査員の指示で指導手は位置を変えずに犬を「指定範囲へ向かわせる」声符及び、指符で約 20m 離れた明白にしるされた「中央地点」へ向かわせる。犬が到達次第、「静止を促がす声符」で静止する。審査員の更なる指示で指導手は静止位置を変えずに、犬を「指定範囲に向かわせる」声符及び視符で指示した「第一指定範囲」に向かわせ、「静止を促す声符」で静止、待機させる。続いて指導手は犬を次なる「指定範囲」に向かわせ、静止待機させる。同じ要領で「第三指定範囲」に向かわせ、静止させる。

各指定範囲へ犬を向かわせる順序は当試験課目開始前に審査員によって決定される。

「第三指定範囲」への遠隔操作作業が終了した後に指導手は「招呼を促がす」声符で犬を招呼し、指導手と密着した形で正面停座を取らせる。「基本姿勢を促がす」声符又は指符で犬と共に最終基本姿勢を取り、当試験課目の作業を終了する。

評価方法 最初の指定範囲又は指示された地点への躊躇した歩行、地点への最短到達線からの大きな離脱、自主的な歩度変更、器具登坂／飛び乗りを躊躇する又は自発的な離脱、重複声符等の指導手補助行為又は当試験課目終盤に於ける誤った作業の実施は度合いに応じて減点される。指導手によって抽選で決定された各指定範囲への到達順又は指導手が持

ち場を離れた場合、当試験課目の評価は「M・評価」とする。

第五作業課目 移送 10点

実施条件

- 犬の作業開始体勢 犬を地面又は地面より高い所から持ち上げる事が認められる。
- 移送要員1名

使用が認められる声指符

「作業開始姿勢」、「招呼」、「基本姿勢を促す」各一声符又は一指符

実施要領

犬に作業開始体勢を取らせる為に指導手は犬の持ち上げを補助する一声符又は指符を使用する事が認められる。

指導手は犬を抱えながら約10m前進し、第三者に犬を引き渡しその場にて静止する。移送要員は犬を更に10m移送し地面に降ろす。地面に降ろされた犬は審査員指示にて指導手が「招呼を促す」声符又は指符を下すまで静止し続ける必要がある。指導手の声符又は指符で犬は嬉々として、素早く招呼を実施し指導手との距離を詰めた正面停座を実行しなければならない。続いて指導手は「基本性を促す」声符又は指符で犬と共に基本姿勢を取らせ、当競技課目の作業を終了する。

犬は指導手及び移送要員に対し如何なる攻撃的態度に出てはならない。移送中、犬が尾を自由に動かせる様、配慮すべきである。

評価方法 犬が非協力的な態度にて出る、移送中落ち着きがない、軽く唸る又は地面に降ろされる最中に後退りする等は度合いに応じて減点される。

犬が自主的に移送中に地面に飛び降りた場合、当試験課目は「M・評価」とする。

指導手や移送要員に対する過剰な臆病な又は攻撃的態度に出た犬は「失格」となる。

第六作業課目 状況下の休止 15点

実施条件

牡及び牝専用の印された休止場所2箇所

使用が認められる声指符

「休止を促す」一声符又は指符、休止後の「脚側停座を促す」一声符又は指符

実施要領

他の犬が服従作業を開始する前に、指導手は審査員に指示された場所に「休止を促がす声符」で犬を伏せさせる。この場合、紐や如何なる物を犬の元に残す事は認められない。指導手は少なくとも40歩犬から離れた審査員に指示された待機場所にて犬の方へ向き返って立ち止まる。犬は指導手による如何なる影響無しで、他の犬が「第一試験課目」から「第六試験課目」を終了するまで静かに伏せていなければならない。

他犬が「第一作業課目」を実行中に指導手は群衆要員として加わり作業終了後、指導手は自ら待機場所に戻る。審査員指示にて指導手は犬の元へと戻り犬の右側面で静止する。更なる審査員指示で指導手は「脚側停座を促がす」声符で犬を座らせる。この場合、犬は素

早く正確な位置に於ける停座を行う必要がある。

評価方法 休止態度が落ち着きない、指導手が犬の元へ進む際に犬が自発的に「停座」又は「立止」に移る又は指導手の元へ進む、指導手の落ち着きのない指導態度や他補助行為の実行は度合いに応じて減点される。

犬が休止位置に於いて伏臥に移らず、休止場所を離れずに「立止」又は「停座」を実行した場合、当試験課目の評価は「M-評価」と見なされる。作業中の犬が「第四試験課目」終了後に犬が休止位置を3メートル以上離脱した場合も、部分評価が適応される。

尚、休止中の犬が作業実施中の犬が「第四試験課目」終了前に犬が休止位置を3メートル以上離脱した場合、当試験種目得点は0点と見なされる。

第七作業課目 **雪中追尾歩行** **15点**

実施条件

使用が認められる声指符

「追尾歩行を促す」一声符又は指符、兼用も可

「基本姿勢を促す」一声符又は指符

実施要領

A段階試験に於ける雪中追尾歩行作業中、指導手はクロスカントリースキー板又はスノーシューズ、B段階試験に於いてはクロスカントリースキー板着用が義務付けられている。

指導手は紐無し状態にある犬と共に基本姿勢を取る。基本姿勢から指導手は犬と共に予め審査員に指示された約500mにおよぶコースを試験会場内にて歩行する。出発地点にて指導手は犬に対し「追尾歩行を促がす」声符又は視符又は兼用で作業を開始する。尚、声指符及び兼用は歩行中繰り返し使用する事が認められる。基本姿勢から犬は即座に指導手を追い立て、行く手を阻む事無く指導手の後方を歩行しなければならない。指導手のクロスカントリースキー板又はスノーシューズ着用は義務付けられている。

評価方法

犬の定位置離脱、指導手の前方歩行又は極度の遅れは度合いに応じて減点される。

第八作業課目 **輸送手段の搭乗** **10点**

実施条件

使用可能な運搬手段種類

- ゲレンデ走行車、チェアー式スキー・リフト、ヘリコプター等

使用が認められる声指符

「搭乗を促す」一声符又は指符、兼用も可

「静止を促す」一声符

「基本姿勢を促す」一声符又は指符

実施要領

指導手と犬は運搬手段から適切な距離を置き基本姿勢を取る。それぞれの乗車安全基準を考慮に入れた上での一般的に使用されている全運搬手段の使用が認められる。犬は運

搬手段に飛び乗る又は指導手によって載せられる。犬は輸送中終始落ち着いた態度で運搬手段に搭乗しなければならない。移動又は飛行後、指導手は犬を輸送手段から降ろし「基本姿勢を促がす」声符で当課目終了基本姿勢に移る。

評価方法 犬が乗下車時に非協力的な態度を実行した場合、当競技課目得点は0点とする。当服従／熟練部門は指導手による作業終了申告及び審査員評価公表をもって終了する。

救助犬水難救助試験 A 段階試験

RH-W A

試験構成	嗅覚作業	200 点
	服従／熟練作業	100 点
	合計最高可能取得得点	300 点

水難救助作業

A 部門

評価基準及び最高可能獲得得点

最高可能獲得得点:		200 点
第一試験課目	岸辺からの救助具水中運搬 (救助ロープ運搬、距離 25m)	20 点
第二試験課目	岸辺からの水難者救出牽引 (救助浮輪牽引、牽引距離 25m)	60 点
第三試験課目	ボートからの救出用具運搬 (救助ロープ運搬、距離 25m)	20 点
第四試験課目	ボートからの水難者水中牽引 (救助浮輪牽引、距離 25m)	60 点
第五試験課目	自走不能ボートの水中牽引 (オール付きボート、距離 25m)	40 点

一般規定

法律によって定められている一般安全基準は厳守しなければならない。水中又はボート乗船中の全要員はウェットスーツ又は救命胴衣の装着が義務付けられる。指導手はウェットスーツ又は救命胴衣、犬は救命胴衣又は適したハーネスを装着しなければならない。

当試験課目実施に当たり、犬は課題実行中大半部分を泳ぐ必要性がある為、岸から水中へ容易に向える岸辺の会場選定を行うべきである。

使用が認められる声指符

重複声符を含む任意の声指符の使用が認められる。

実施要領

第一試験課目 岸辺からの救助具水中運搬 20 点

実施条件

- オール付き手漕ぎボート 1 艘、及び乗船要員 1 名
- ボート用着岸ロープ (長さ、約 30m)

実施要領

岸辺から沖合 25m に手漕ぎボートに乗った要員が待機。

指導手は保持している約 30m の着岸ロープの片端を犬に咥えさせ、指示で犬をボートの元

へ泳がせ、犬は乗船中の要員に咥えているロープを受け渡す。指導手によってボートが岸边へと手繰り寄せられる最中、犬はボートと並泳しながら岸边へ向かう。ボートが岸に到達した時点で指導手は犬を招呼し作業を終了する。

評価方法 ロープ咥え上げ又は、落とした場合やボートの並泳作業に於いて誤りが見られた場合、度合いに応じて減点される。犬が救出用ロープをボート乗船要員の元へ水中運搬しなかった場合、当試験課目の得点は0点とする。

第二試験課目 **岸边からの水難者救出牽引** **60点**

実施条件

- 水中にてウェットスーツ装着要員1名が待機

実施要領

溺れそうな素振りをしながら救出要請を叫ぶ要員が岸から25m沖合地点にて待機する。

指導手指示で犬は仮想水難者の元へ泳ぐ。仮想遭難者は犬が装着しているハーネス又は救命胴衣を掴み次第、犬は仮想水難者を岸に向かって水中牽引する。犬が仮想水難者を岸边の浅瀬に牽引した段階で指導手は救出者の元へ進み引き続き必要となる世話をする。

評価方法 犬が仮想水難者の元へ直線距離で向かわない、岸边への水中牽引が直接的な道程で行われない、指導手による仮想水難者手当行を妨害した場合、度合いに応じて減点される。犬が仮想水難者を岸边へ水中牽引しなかった場合、当試験課目の得点は0点とする。

第三試験課目 **ボートからの救出用具運搬** **20点**

実施条件

- モーターボート1艘及び、操縦要員1名
- オール付き手漕ぎボート1艘及び乗船要員1名
- ボート用着岸ロープ（長さ、約30m）

実施要領

救助犬指導手チームは要員と共に乗船しているモーターボートより25m位に手漕ぎボートに乗船している要員1名が待機。

指導手指示で犬は水中に飛び込み指導手が保持している約30mのロープ片端を咥える。指導手による更なる指示で犬は手漕ぎボートの元へと泳ぎ乗船要員にロープ端を渡す。指導手が手漕ぎボートをモーターボートに向かって手繰り寄せる間、犬は手漕ぎボートと並泳する。モーターボートから手漕ぎボートの漂流を阻止できる距離に手漕ぎボートが近づいた段階で、要員が手漕ぎボートの固定を行う。指導手は犬を呼び寄せ乗船中のモーターボート内へと引き上げ、当試験課目作業を終了する。

評価方法 犬がロープ咥え上げる際又はロープを落とす、ボート並泳に於ける、水中への飛び込み、ボートへ泳ぎ寄る又はボートに引き上げられる際に誤りが生じた場合、度合いに応じて減点される。犬が救助用ロープを乗船要員の元への運搬を拒絶した場合、当試験課目の得点は0点とする。

第四試験課目 ボートからの水難者水中牽引 60 点

実施条件

- モーターボート一艘、操縦要員 1 名
- 水中にウエットスーツ装着要員 1 名が待機

実施要領

救助犬指導手チームが要員と共に乗船しているモーターボートより水中 25m 位に溺れかかった、救援要請を叫ぶ仮想水難者が待機。

指導手指示で犬は水中に飛び込み水難者の元へと泳ぐ。仮想遭難者が犬が装着しているハーネス又は救命胴衣を掴み次第、犬は自発的に仮想水難者をモーターボートへと水中牽引する。ボートより救出可能な距離に仮想水難者が到達次第、乗船要員が必要な救出処置を実施する。指導手は犬を呼び寄せ乗船中のモーターボート内へと引き上げ、当試験課目作業を終了する。

評価方法 犬が水難者の元へ泳がない、直接的な道程で水中牽引を実施しない、水中への飛び込み、ボートへ泳ぎ寄る、ボートに引き上げられる際に誤りが生じた場合、度合いに応じて減点される。犬が水難者の水中牽引を拒絶した場合、当試験課目得点は 0 点とする。

第五試験課目 自走不能ボートの水中牽引 40 点

実施条件

- 手漕ぎボート 1 艘、操縦要員 1 名、ボートに先端が太い、約 3m の着岸ロープを固定

実施要領

岸辺より 25m 沖合に漂流中のボート内に乗船要員が身動きをせずに横たわっている。

指導手指示で犬は漂流中のボートの元へと泳ぎ、ボートから水中に垂れ下がっているロープを自主的に捜し当てた後、咥えながらボートを岸に向けて水中牽引する。ボートが岸に到達次第、指導手は犬に保持しているロープを解き放つ様命じ、岸に上がって休止させる。その後、指導手は救出した乗船要員の手当を実施する。

評価方法 犬がボートに向かって直接泳がない、水中に垂れ下がっているロープを即座に咥えない又は、水中牽引を直ちに実施しない場合、度合いに応じて減点される。犬がボートの水中牽引を拒絶した場合、当試験課目の得点は 0 点とする。

「水難救助 A 段階試験」の当部門は指導手による作業終了申告及び審査員評価の公表をもって終了する。

救助犬水難救助試験 B 段階試験

RH-W B

試験構成	嗅覚作業	200 点
	服従／熟練作業	100 点
	合計最高可能取得得点	300 点

水難救助作業 A 部門

評価基準及び最高可能獲得得点

最高可能獲得得点: 200 点

第一試験課目:	岸辺からの救助器具水中運搬 (救助浮輪運搬、運搬距離 40m)	20 点
第二試験課目:	岸辺からの水難者救出水中牽引 (水難者腕牽引、牽引距離 40m)	60 点
第三試験課目:	ボートからの救助器具水中運搬 (救助浮輪運搬、運搬距離 40m)	20 点
第四試験課目:	ボートからの水難者救出水中牽引 (水難者腕牽引、牽引距離 40m)	60 点
第五試験課目:	自走不能ボート水中牽引 (モーターボート牽引、距離 40m)	40 点

一般規定

法律によって定められている一般安全基準は厳守しなければならない。水中又はボート乗船中の全要員はウエットスーツ又は救命胴衣の装着が義務付けられる。指導手はウエットスーツ又は救命胴衣、犬は救命胴衣又は適したハーネスを装着しなければならない。

当試験課目実施に当たり、犬が課題実行中大半部分を泳ぐ必要性があり、岸から水中へ容易に向える岸辺の会場を選定すべきである。

使用が認められる声指符

重複声符を含む任意の声指符使用が認められる。

実施要領

第一試験課目 岸辺からの救助器具水中運搬 20 点

実施条件

- モーターボート 1 艘、操縦要員 1 名、ウエットスーツ装着要員 1 名
- 救助用ロープ付き救助浮輪 1 本

実施要領

岸と並行して沖合 40m を航行中のボートから要員が水中に落ち溺れる水難者を振る舞う。ボートはこの事態に気が付くことなく航行を継続する。

指導手は救出用浮輪を岸辺から仮想水難者目掛けて水中に投擲する。指導手指示にて犬は救出浮輪の元へ泳ぎ浮輪を仮想水難者の元へ水中運搬し、掴ませる。その後、犬は仮想水難者がしがみ付いている救出浮輪を岸に向かって自発的に水中牽引する。岸辺に犬が到達次第、指導手は救出された仮想水難者に近付き、引き続き必要な救助処置を実施する。

評価方法 犬がロープを咥え上げる際又はロープを落とす場合、度合いに応じて減点される。犬が要救助者の水中牽引を拒絶した場合、当試験課目得点は 0 点とする。

第二試験課目 岸辺からの水難者救出水中牽引 60点

実施条件

- モーターボート 1 艘、操縦要員 1 名、ウエットスーツ装着要員 1 名

実施要領

岸と並行して沖合 40m を航行中のボートから要員が水中に落ち身動きをしない。ボート操縦士はこの事態に気が付くことなく航行を継続する。

指導手指示で犬は溺死しかけている仮想水難者の元へ泳ぎ、腕を咬捕し岸辺に向かって水中牽引を実施する。犬が仮想水難者と共に岸辺に到達した段階で指導手は要救助者の元へ進み必要となる処置を行う。

評価方法 犬が仮想水難者の元へ向かわない、直接的な道程で岸に向かわない又は指導手による処置を妨害する場合、度合いに応じて減点される。犬が仮想水難者水中牽引を拒む又は、仮想水難者を負傷させた場合、当試験課目の得点は 0 点とする。

第三試験課目 ボートからの救助具水中運搬 20点

実施条件

- モーターボート 1 艘及び、操縦要員 1 名
- オール付き手漕ぎボート 1 艘、操縦要員 1 名、ウエットスーツ装着要員 1 名
- ロープ付き救出具

実施要領

救助犬指導手チームはモーターボートに搭乗中、並行して 40m を航行中の手漕ぎボートから要員が水中に落ち水難者を振る舞う。手漕ぎボート操縦要員はこの事態に気が付くことなく航行を継続する。

指導手は仮想総水難者目掛けて救助器具を水中に投擲する。指導手指示で犬は水中に飛び込み救出具の元へ泳ぎ装着されているロープを咥えながら仮想水難者の元へ水中運搬する。仮想遭難者がロープを掴み次第、犬は自発的に仮想水難者をモーターボートへと水中牽引する。ボートより救出可能な距離に仮想水難者が到達次第、乗船要員が必要な救出処置を実施する。指導手は犬を呼び寄せ乗船中のモーターボート内へと引き上げ、当試験課目の作業を終了する。

評価方法 ロープ保持、ロープを放つ又は、水中に飛び込む、ボートへ戻る、引き上げられる際の誤りは度合いに応じて減点される。

犬が水難者の水中牽引を拒絶した場合、当試験課目の得点は 0 点とする。

第四試験課目 ボートからの水難者救出水中牽引 60点

実施条件

- モーターボート 1 艘及び、操縦要員 1 名
- オール付き手漕ぎボート 1 艘、操縦要員 1 名、ウエットスーツ装着要員 1 名

実施要領

救助犬指導手チームはモーターボートに搭乗中、並行して 40m を航行中の手漕ぎボートか

ら要員が水中に落ち、身動きをしない水難者を演じる。手漕ぎボート操縦要員はこの事態に気が付くことなく航行を継続する。

指導手指示で犬は水中に飛び込み水難者の元へ泳ぎ、腕を咬捕しながら自発的にモーターボートへと水中牽引する。ボートより救出可能な距離に仮想水難者が到達次第、乗船要員が必要な救出処置を実施する。指導手は犬を呼び寄せ乗船中のモーターボート内へと引き上げ、当試験課目作業を終了する。

評価方法 犬が直接仮想水難者の元へ泳がない、直接的な道程で水中牽引を実施しない又は、水中へ飛び込む際、ボート際にお泳ぎ着く際、ボートに引き上げられる際に誤りが生じた場合、度合いに応じて減点される。犬が仮想水難者水中牽引を拒む又は、仮想水難者を負傷させた場合、当試験課目の得点は0点とする。

第五試験課目 自走不能ボートの水中牽引 40点

実施条件

- モーターボート1艘及び、操縦要員1名（総重量：約1屯）
モーターボートに先端が太い、長さ約5mの着岸ロープを固定
- 栈橋

実施要領

受験中の救助犬指導手チームは栈橋より水上40m沖合にあるモーターボートに乗船中。指導手指示で犬は水中に飛び込み、モーターボートに結び付けられたロープ端を指導手によって渡された犬は啞えながらモーターボートを栈橋に向かって水中牽引する。犬とボートが栈橋に到着した後、要員が接岸作業を行う。指導手は犬を呼び寄せ、犬が近寄った地点で指導手は犬をボート又は栈橋に引き上げ、当試験課目作業を終了する。

評価方法 犬が直接的な道程で栈橋に向かって水中牽引を実施しない、ロープを即座に啞えない場合、度合いに応じて減点される。水中牽引距離の半分には到達しているにも関わらず、ボートが最終的に栈橋に接岸できなかった場合、当試験課目の評価は「M-評価」とする。犬によって実施された水中牽引距離が全長の半分に満たない場合、当試験課目の得点は0点とする。

「水難救助 B 段階試験」の当部門は指導手の作業終了申告及び審査員評価の公表をもって終了する。

救助犬水難救助試験専用「服従／熟練作業」

B 部門

救助犬水難救助適正試験 RH-W A及びB段階 適応

評価基準及び最高可能獲得得点

最高可能獲得得点		100点
第一試験課目	紐無し脚足行進	10点
第二試験課目	遠隔操作による3姿勢変更	10点
第三試験課目	移送	10点
第四試験課目	水中持来（岸辺から物品投擲）	10点
第五試験課目	サーフボードの搭乗及び移動	10点
第六試験課目	遠隔操作による水中方向変換	10点
第七試験課目	状況下の休止	10点
第八試験課目	600m 遠泳	20点
第九試験課目	ボートの乗船	10点

一般規定

法律によって定められている一般安全基準は厳守しなければならない。水中又はボート乗船中の全要員はウェットスーツ又は救命胴衣の装着が義務付けられる。指導手はウェットスーツ又は救命胴衣、犬は救命胴衣又は適したハーネスを装着しなければならない。

審査員の前で行われる指導手による作業開始及び終了申告は犬を紐付き状態で基本姿勢にて行われる必要がある。この場合、引き綱及びチェーンカラーの着用にみ認められる。各試験課目実行に当たり使用される声符選定は指導手に委ねられるが、短い声符を使用しなければならない。声符と犬名兼用は一声符として解釈される。指符使用は当規定が明白に認める以外、使用が禁止されている。

犬は全試験課目を嬉々として、且つ迅速に実施しなければならない。全ての試験課目は基本姿勢から展開され、基本姿勢に於いて終了する。

基本姿勢に於いて犬は指導手の左側で指導手と平行に間隔を空けずに犬の肩が指導手の膝の位置に合わせた状態で脚側停座を行う。犬が正面停座より基本姿勢に移動する際、直接的又は指導手背後を指導手との距離を詰めた形で回り込み左脚足に付かなければならない。全ての試験課目作業は審査員指示にて開始される。

「第1試験課目」から「第6試験課目」実施順番は当部門作業開始直前に抽選によって決定される。抽選終了後、指導手は犬の引綱を外さなければならない。

脚足行進中に2発の銃声（6～9口径）が放たれ、犬は発砲に対し動じてはならない。犬が発砲に対し怯む又は騒音シャイであった場合、「失格」となる。尚、犬が発砲に対し攻撃的な態度にでた場合、指導手配下にある場合に限って減点対象となる。環境騒音及び発砲に動じない犬のみ満点が付与される。

実施要領

第一試験業課目

紐無し脚足行進

10点

実施条件

当規定付録の「紐無し脚足行進実施要領図」は厳守される必要がある。試験会場特性に応じて唯一審査員の権限で屈折実行方向が変更される場合があるが、全受験者を対象とする一律変更となる。

群衆は休止犬の指導手を含む、最低4名の要員によって構成される必要がある。内、要員2名は紐付き状態にある2頭の犬（牡と牝）を引き入る。群衆は時計回りで円を描きながら動く必要がある。

使用が認められる声指符

「脚足行進開始を促す」短い一声符又は指符、各再出発及び歩度変更時に再使用が可能。

実施要領

基本姿勢より犬は指導手の「脚側行進を促がす」声符で、指導手を注意深く、喜々として、真っ直ぐに、肩甲骨の位置を常に指導手の膝に保ちながら、左側を行進しなければならない。また指示無し停座の際には自発的に、迅速に真っ直ぐに座らなければならない。

作業開始後、救助犬指導手チームは会場中央線上を「常歩」にて立ち止まることなく50歩進み、「反転ターン」を行った後、「常歩」にて10～15歩進み、最低各10歩に渡る「速歩」と「緩歩」の各歩度を実行する。「速歩」から「緩歩」への歩度変換時に於ける減速に用いる歩数の実行は認められない。

続いて救助犬指導手チームは数歩「常歩」にて進み、歩度変換せずに「第一屈折」を実行し、20～25歩そのまま前進した後、「反転ターン」を行い、10～15歩進んだ地点で基本姿勢を取る。続いて脚足行進を「常歩」にて再開し、約10～15歩進み、二つ目の屈折を行い「常歩」にて20～25歩中央線に向かった後、基本姿勢を再度取る。

指導手は基本姿勢より紐付き脚側行進で犬を伴い「常歩」にて反時計回りで群衆外側を、円を描きながら群衆要員が引き入る2頭の犬と直接遭遇する様、通過する。救助犬指導手チームは円を描き続ける群衆の脇で一旦停止し、群衆構成員の最低一名が通過するまで静止し続ける。この後、犬を伴った指導手は「常歩」にて「八の字」を描く形で群衆を通り抜け、一旦群衆内にて「指示無し停座」を実行した後、「常歩」にて群衆を離れ、基本姿勢にて当試験課目部分作業を終了する。

評価方法 犬が指導手の前方に出る、脚足位置より側面へ離脱する、後退りする、停座実行速度が遅い、躊躇した停座実行、指導手による重複声指符や体符使用は度合いに応じて減点される。

第二試験課目

遠隔操作による3姿勢変更

10点

実施条件

使用が認められる声指符

「脚足行進を促す」一声符は作業開始及び終了基本姿勢を促さず際に使用が認められる。

「各招呼を促す」一声符、指符又は兼用も可

「停座を促す」 一声符、指符又は兼用も可

「伏臥を促す」 一声符、指符又は兼用も可

「立止を促す」 一声符、指符又は兼用も可

実施要領

基本姿勢より指導手は紐無し状態にある犬を左脚側で伴い約10～15歩前進した後に振り向くことなく、歩度変更をせずに「停座を促す」声符又は指符又は兼用で犬を即座に「停座」させそのまま前進し続ける。約40歩進んだ地点で指導手は立ち止まり、落ち着いた状態で停座姿勢を維持し続ける犬の方へ向き返る。審査員指示で指導手は声符、指符又は兼用で犬の「招呼」を促す。招呼実行距離の大よそ中央部分に犬が到達次第、指導手は次に「伏臥を促す」声符又は指符又は、兼用で犬を即座に「伏臥」させる。次なる審査員指示で指導手は「立止を促す」声符又は指符又は兼用で犬を即座に「立止」させる。更なる審査員指示で指導手は「招呼を促す」声符、指符又は兼用で犬を「招呼」する。この場合、犬は喜々として早い速度で各指導手の距離を詰めた状態で正面停座を行い、新たな指導手による声符又は声符で全犬基本姿勢に移らなければならない。

評価方法 競技課目展開部分に於ける間違え、「停座」、「立止」、「伏臥」を促す声符に対する反応が遅い、「停座」、「立止」、「伏臥」実行速度が遅い、落ち着きの無い「停座」、「立止」、「伏臥」の実行や招呼速度、正面停座実行速度が遅い場合、度合いに応じて減点される。

指示された体勢以外の体勢に犬が移った場合、その都度「2点減点」とする。

第三作業課目

移送

10点

実施条件

- 犬の作業開始体勢 犬を地面又は地面より高い所から持ち上げる事が認められる。
- 移送要員1名

使用が認められる声指符

「作業開始姿勢」、「招呼」、「基本姿勢を促す」各一声符又は指符

実施要領

犬に作業開始体勢を取らせる為、指導手による犬の抱き上げを補助する一声符又は指符の使用が認められる。

指導手は犬を抱えながら約10m前進し、第三者に犬を引き渡しその場にて静止する。移送要員は犬を更に10m移送し地面に降ろす。地面に降ろされた犬は審査員指示にて指導手が「招呼を促す」声符又は指符を下すまで静止し続ける必要がある。指導手の声符又は指符で犬は嬉々として、素早く招呼を実施し指導手との距離を詰めた正面停座を実行しなければならない。続いて指導手は「基本性を促す」一声符又は指符で犬と共に基本姿勢を取らせ、当試験課目の作業を終了する。

犬は指導手及び移送要員に対し如何なる攻撃的態度に出てはならない。移送中、犬が尾を自由に動かせる様、配慮すべきである。

評価方法 犬が非協力的な態度にて出る、移送中落ち着きがない、軽く唸る行為を実行し

た又は地面に降ろされる最中に後退りする等は度合いに応じて減点される。犬が自主的に移送中に地面に飛び降りた場合、当試験課目は「M-評価」とする。指導手や移送要員に対する過剰な臆病な又は攻撃的態度に出た犬は「失格」となる。

第四試験課目 水中持来 10点

実施条件

当課目実施に当たり、犬が作業実施大半は泳ぐ必要がある事を考慮に入れると共に岸から簡単に水中へ入れる会場を選定する必要がある。

使用物品は指導手を使用する当試験部門受験中終始携帯する浮力性の有る物品を使用する。

使用が認められる声指符

「持来」、「基本姿勢」、「受け渡しを促す」各一声符又は指符

実施要領

指導手は犬と共に岸にて基本姿勢をとる。指導手は基本姿勢を維持しながら物品を岸から約10歩離れた水中に投擲する。物品が水面にて安定した後、紐無し状態で指導手の脇にて脚足停座中の犬は指導手の「持来を促す」声符又は指符で水中に飛び込み、最短距離で水中持来を行う。持来作業実施時に犬は目的意識を持った往路実行、啜え上げ及び水中持来を実行しなければならない。犬は物品を持来し、指導手との間隔を詰めた正面停座で物品を短い間啜え続けた後、指導手が「受渡しを促す」声符で物品を取り上げるまで保持しなければならない。更なる声符又は、指符で犬は基本姿勢を取り、当作業課目の作業を終了する。犬が当作業中、指導手は停止位置を一切変更してはならない。

評価方法 物品投擲距離不足、指導手が立ち位置を変更せずに行う補助、誤った基本姿勢実行、往路に於ける持来速度不足、誤った啜え上げ方法、復路に於ける持来速度不足、持来物品を落とす、持来物品を使用した遊ぶ行為や噛み返し、指導手が両足を揃えていない、正面停座及び作業終了基本姿勢実行時の過ちは度合いに応じて減点される。

当課目全作業終了前に指導手が停止位置を変更した場合、当試験課目は「M-評価」とする。

犬が持来作業を拒絶した場合、当試験課目の得点は0点とする。

第五試験課目 サーフボード搭乗及び移動 10点

実施条件

当課目実施に当たり犬が水中にて立てる必要があると共に岸から容易に水中へ入れる会場を選定する必要がある。

使用器具 サーフボード1枚

使用が認められる声指符

「搭乗」、「静止」、「下乗を促す」各一声符又は指符、兼用も可

「基本姿勢を促す」一声符又は指符

実施要領

指導手は犬と共に出発地点に於いて基本姿勢を取る。指導手による「搭乗を促す」声符、指符又は兼用で犬は浅瀬に浮く帆を持たないサーフボードに乗る。この場合、サーフボー

ドは犬が泳がずに搭乗できる様、準備する必要である。搭乗に当たり指導手はサーフボードを安定させる為、サーフボードを押さえることが認められる。

「静止を促す」声符、指符又は兼用で犬はサーフボード上にて落ち着いた状態で静止する。審査員指示で指導手は犬が乗っているサーフボードを指示された方角に向かって水上約20m 押し進む。犬は指導手がサーフボードから「下乗を促す」声符、指符又は兼用で下乗を命じるまで落ち着いた状態でサーフボード上にて休止し続ける必要がある。その後、指導手は「基本姿勢を促す」声符又は指符で犬と共に岸にて作業終了基本姿勢を取る。

評価方法 犬がサーフボードに乗る際又は搭乗中落ち着かない静止を実行した場合、度合いに応じて減点される。サーフボード搭乗を拒絶する犬の作業は0点とする。

第六試験課目 遠隔操作による水中方向変換 10点

当課目実施に当たり、犬が作業実施大半は泳ぐ必要がある事を考慮に入れると共に岸から容易に水中へ入れる会場を選定する必要がある。

互いに水中40m離れた2艘のボート又はサーフボードに乗った要員が岸から40m沖合にて待機する。

使用が認められる声指符

「各目標地点への水泳を促す」各一声符及び指符

「招呼を促す」一声符

「基本姿勢を促す」一声符又は指符

実施要領

指導手は紐無し状態にある犬と共に水辺から適切に離れた位置にて基本姿勢を取る。審査員指示で指導手は立ち位置を変えずに声指符で犬を「第一水中地点」に向かわせる。指導手が更なる声指符で犬を「第二水中地点」に向かわせるまで、「第一水中地点」に留まる必要がある。設定された二つの水中地点到達順序は作業開始前に審査員によって決定される。

「招呼を促す」声符又は指符で犬は指導手によって呼び返され、指導手との距離を詰めた正面停座を実行しなければならない。「基本姿勢を促す」声符又は指符で犬は指導手と共に基本姿勢を取り、当試験課目作業を終了する。

評価方法 指定水中地点への躊躇した水泳、水中地点への最短到達線からの大きな離脱、水中地点に関心がない、到達した水中地点からの自発的な離脱、重複声符等の指導手補助行為又は当試験課目終盤に於ける誤った作業実施は、度合いに応じて減点される。

審査員によって決定された各水中地点への到達順序無視又は指導手が持ち場を離れた場合、当試験課目の評価は「M-評価」とする。

第七作業課目 状況下の休止 15点

実施条件

牡及び牝専用に印された休止場所2箇所

使用が認められる声指符

「休止を促す」一声符又は一指符、休止後の「脚足停座を促す」一声符又は指符

実施要領

他の犬が服従作業を開始する前に指導手は審査員に指示された場所にて「休止を促がす」声符で犬を伏せさせる。この場合、紐や如何なる物を犬の元に残す事は認められない。指導手は少なくとも 40 歩犬から離れた審査員に指示された待機場所にて犬の方へ向き返って立ち止まる。犬は指導手による如何なる影響無しで、他の犬が「第一試験課目」から「第六試験課目」を終了するまで静かに伏せていなければならない。

他の犬が「第一作業課目」を実行中に指導手は自発的に群衆要員として加わり作業終了後、自ら待機場所に戻る。審査員指示にて指導手は犬の元へと戻り犬の右側面で静止する。更なる審査員指示で指導手は「脚側停座を促がす」声符又は指符で犬を座らせる。この場合、犬は素早く正確な位置に於いて停座に移る必要がある。

評価方法 休止態度が落ち着きない、指導手が犬の元へ進む際に犬が自発的に「停座」又は「立止」に移る又は指導手の元へ進む、指導手の落ち着きのない指導態度や他補助行為実行は度合いに応じて減点される。

犬が休止位置に於いて伏臥に移らず、休止場所を離れずに「立止」又は「停座」を実行した場合、当試験課目の評価は「M-評価」と見なされる。作業中の犬が「第四試験課目」を終了後に犬が休止位置を 3 メートル以上離脱した場合も部分評価が適応される。

尚、休止中の犬が作業実施中の犬が「第四試験課目」終了前に犬が休止位置を 3 メートル以上離脱した場合、当試験種目得点は 0 点と見なされる。

第八試験課目 600m 遠泳 20 点

実施条件

モーターボート 1 艘、操縦乗員 1 名

使用が認められる声指符

「水中へ飛び込みを促す」一声符又は指符又は兼用も可

「ボートの後ろを泳ぐ／距離を保つを促す」一声符又は指符又は兼用も可

「続け」を促す一声符又は指符又は兼用も可

「近くに寄る／指導手の元へ来る」を促す一声符又は指符又は兼用も可

実施要領

受験救助犬指導手チームは秩序良い態度でボートに乗船する必要があるが基本姿勢を取る必要がない。

指導手は「水中飛び込みを促す」声符、指符又は兼用で停船中のボートから犬を水中に飛び込ませ、ボートが再発進できる様、犬に対し離れる指示を下す。犬を常時監視可能にする為、ボートは犬の前方約 10 m を航行する。指導手の声符又は指符又は兼用によって犬はボートの後を追いつながら泳ぐ。犬は 600 m 遠泳を落ち着いた状態で泳ぎ終える必要がある。規定距離を進んだ後にボートは再び停船し、指導手は声符、指符又は兼用で犬をボートに辿り着かせ、乗船する補助を行う。

評価方法 落ち着きのない不安定な泳ぎ方又は飛び込み時、ボート側面に辿り着く、ボ-

トに引き上げられる際の問題点は度合いに応じて減点される。

犬に遠泳に必要な体力が見られない場合、当試験課目は中止され得点は0点とされる。

第九試験課目 ボートの乗船 10点

実施条件

モーターボート1艘、操縦乗員1名

使用が認められる声指符

「飛び乗り乗船を促す」一声符又は一指符、兼用も可

「静止を促す」一声符

「基本姿勢を促す」一声符又は指符

実施要領

指導手と犬はボートから適切な距離にて基本姿勢を取る。その後、指導手指示で犬はにボートに乗る／飛び乗る又は指導手の補助を得てに乗船する。犬は終始落ち着いた態度で乗船中静止する必要がある。ボートが目的地に着いた後、指導手は犬と共に下船し、「基本姿勢を促す」声符で犬と共に作業終了基本姿勢に移る。

評価方法 犬による精神的に不安定な行動は度合いに応じて減点される。目的意識を持たない乗船、即ち乗下船中に非協力的であった場合、当試験課目は0点とする。

「水難救助試験 B 段階」の「服従／熟練部門」の作業は指導手による作業終了申告及び審査員の評価公表をもって終了する。

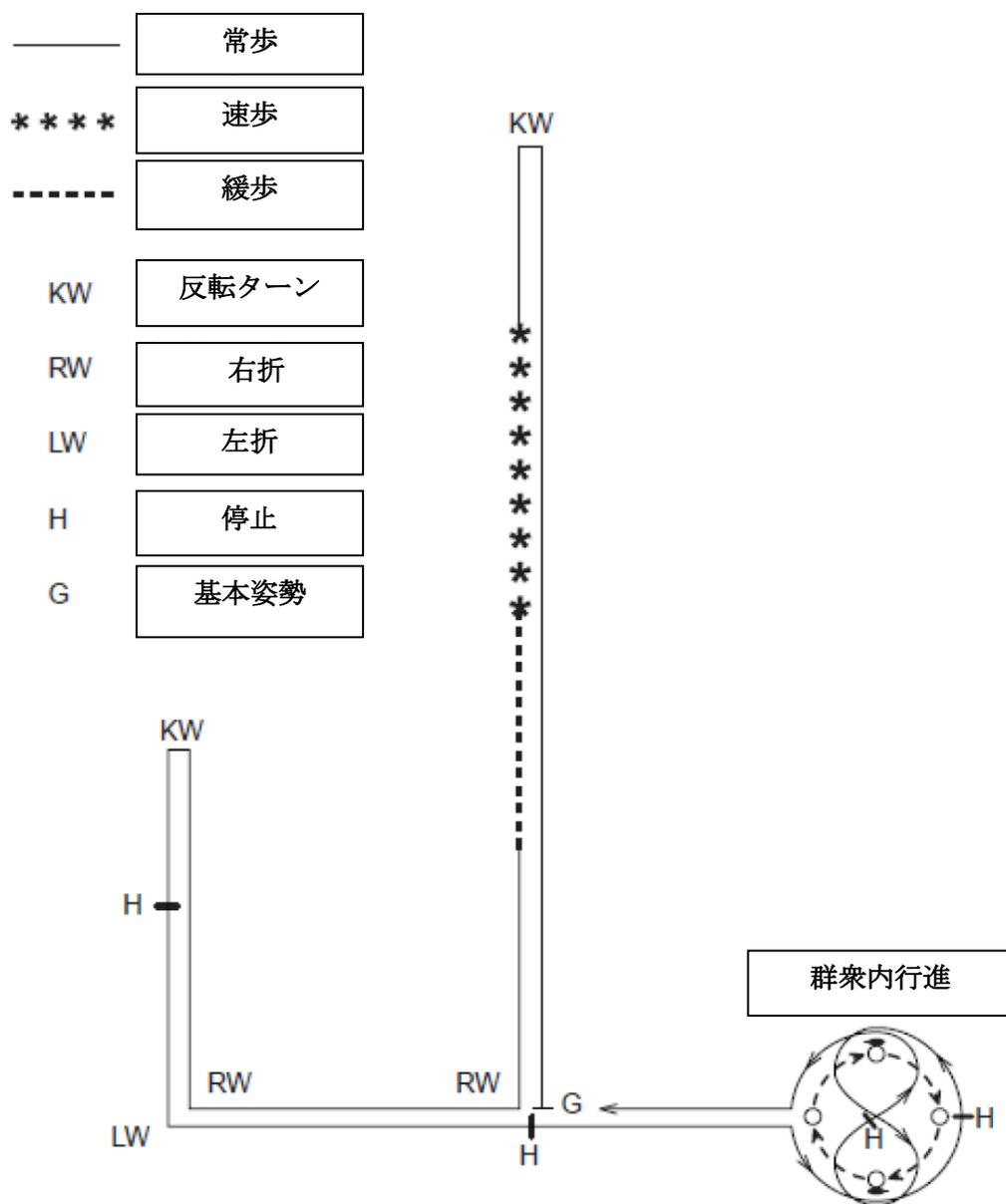
当部門実施後に「水難救助犬試験 A 部門」が実施される場合、最低1時間の休息を犬に与える必要がある。

付録

一般省略記号説明

FCI	世界畜犬連盟 (Fédération Cynologique Internationale)
IRO	世界救助犬連盟 (Internationale Rettungshunde Organisation)
FCI-LAO	FCI 国内傘団体 (Landesorganisation der FCI)
IRO-LAO	IRO 国内加盟団体 (Nationale Rettungshundeorganisation der IRO)
IPO-R	国際救助犬試験規定 (Internationale Prüfungsordnung für Rettungshunde)
RH-F	国際救助犬足跡追及試験 (Rettungshunde-Fährtenprüfung)
RH-FL	国際救助犬広域搜索試験 (Rettungshunde-Flächenprüfung)
RH-T	国際救助犬瓦礫搜索試験 (Rettungshunde-Trümmerprüfung)
RH-L	国際救助犬雪崩搜索試験 (Rettungshunde-Lawinenprüfung)
RH-W	国際救助犬水難救助試験 (Rettungshunde-Wasserprüfung)
U+G	国際救助犬足跡追及、広域搜索及び瓦礫搜索試験専用「服従／熟練作業」 (Unterordnung und Gewandtheit für Fährten-, Flächen-, und Trümmerprüfungen)
U+G-L	国際救助犬雪崩搜索試験専用「服従／熟練作業」 (Unterordnung und Gewandtheit für Lawinenprüfungen)
U+G-W	国際救助犬水難救助試験専用「服従／熟練作業」 (Unterordnung und Gewandtheit für Wasserprüfungen)
HZ	声符 (Hörzeichen)
SZ	指符 (Sichtzeichen)
PR	試験審査員 (Prüfungsrichter)
PL	試験監督／試験実行委員長 (Prüfungsleiter)
HF	指導手 (Hundeführer)
RHT	救助犬指導手チーム (指導手 1 名 + 犬 1 頭) (Rettungshundeteam)

図2 IPO-R 各「A」、「B」段階試験用「紐無し脚足行進」実施要領図



注意 当作業実施要領図は会場特性に応じて実施方向の変更を可能とする。
 「反転ターン」実施後、先に「左折」、続いて「右折」を実施する事も可能とする。

図 3 「遠隔操作による3姿勢変換」実施要領図

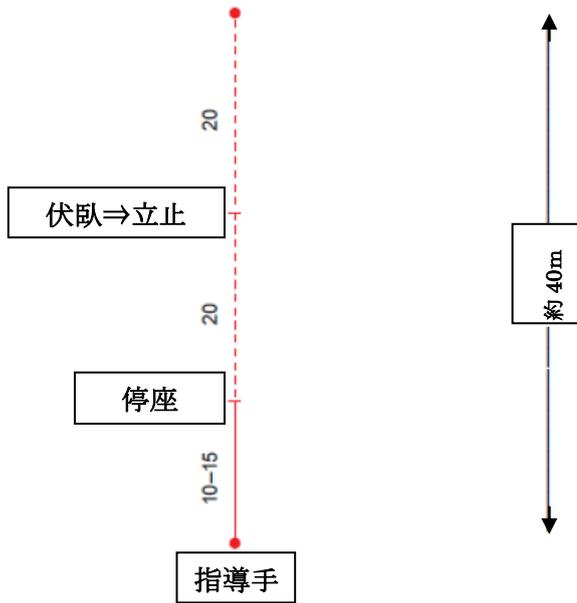


図 4 「遠隔操作による方向変換」実施要領図

